

白岡市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画(案)

平成30年3月

白 岡 市

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の法的位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定体制.....	4
第2章 高齢者等の現状.....	5
1 総人口の推移と将来推計.....	5
2 高齢化率と前期・後期高齢者の動向.....	6
3 世帯の状況 埼玉県・全国平均比較.....	9
4 要介護（要支援）認定者数の推移と将来推計.....	10
5 アンケート結果.....	11
6 アンケート結果からみえる課題.....	26
第3章 計画の基本的な考え方.....	27
1 基本理念と基本方針.....	27
2 市の概要と日常生活圏域の設定.....	30
第4章 地域包括ケアシステムの深化.....	32
1 地域支援事業の充実.....	32
第5章 福祉サービスの充実.....	51
1 居宅生活支援の充実.....	51
2 福祉施設の展開.....	53
第6章 介護保険サービスの充実.....	55
1 地域密着型サービスの施設等の整備見込み.....	55
2 介護保険施設の整備見込み.....	56
第7章 健康、社会参加と生きがいづくり.....	57
1 生涯学習の充実.....	58
2 生涯スポーツの充実.....	59
3 生きがいづくりの推進と就労の支援.....	60
4 社会参加の促進.....	61
5 健康づくり支援.....	62
第8章 安心と安全の環境づくり.....	64
1 情報提供・相談体制の充実.....	64
2 虐待防止と権利擁護の推進.....	65
3 安心・安全のまちづくり.....	66
第9章 福祉のまちづくり.....	68
1 福祉の心の育成とボランティア活動の促進.....	68
2 快適な生活環境の整備.....	70

第10章 介護保険事業の適切な運営	71
1 算定手順.....	71
2 介護サービス給付費の見込み	72
3 介護予防サービス給付費の見込み	73
4 地域支援事業費の見込み.....	73
5 介護サービス給付費総額の見込み	74
第11章 資料編.....	75
1 策定経過.....	75
2 白岡市介護保険条例（抜粋）	77
3 白岡市介護保険等運営協議会委員名簿.....	78
4 白岡市介護保険運営協議会答申	79
5 白岡市高齢者福祉事業推進委員会設置規程	81
6 白岡市高齢者福祉事業推進委員会委員名簿	84
7 用語集	85



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

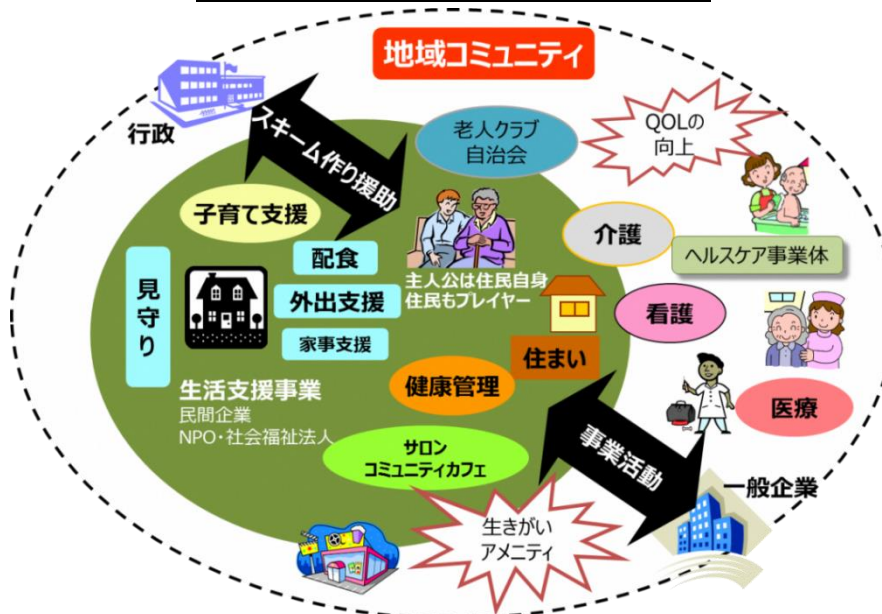
わが国の総人口は、平成29年10月現在、約1億2,672万人（概算値、総務省統計局）で、このうち65歳以上の高齢者人口は約3,515万人、総人口に占める65歳以上人口の割合を示す高齢化率は27.7%となり、高齢化が急速に進行しています。

また、埼玉県においても同様に進行しており、介護保険制度がスタートした平成12年当時12.8%であった高齢化率は、平成27年には24.8%（6ページ参照以下同）に達しました。今後も高齢化は急速に進展し、平成32年には27.2%、平成37年には28.4%に達すると見込まれています。

本市においても、65歳以上の人口は増加傾向にあり、平成29年10月1日現在における高齢化率は26.1%ですが、平成32年には27.3%、平成37年には28.1%と徐々に高齢化が進みます。こうした状況から、高齢者が住み慣れた地域において、安心して暮らし続けることができるための施策の確実な展開が必要とされています。

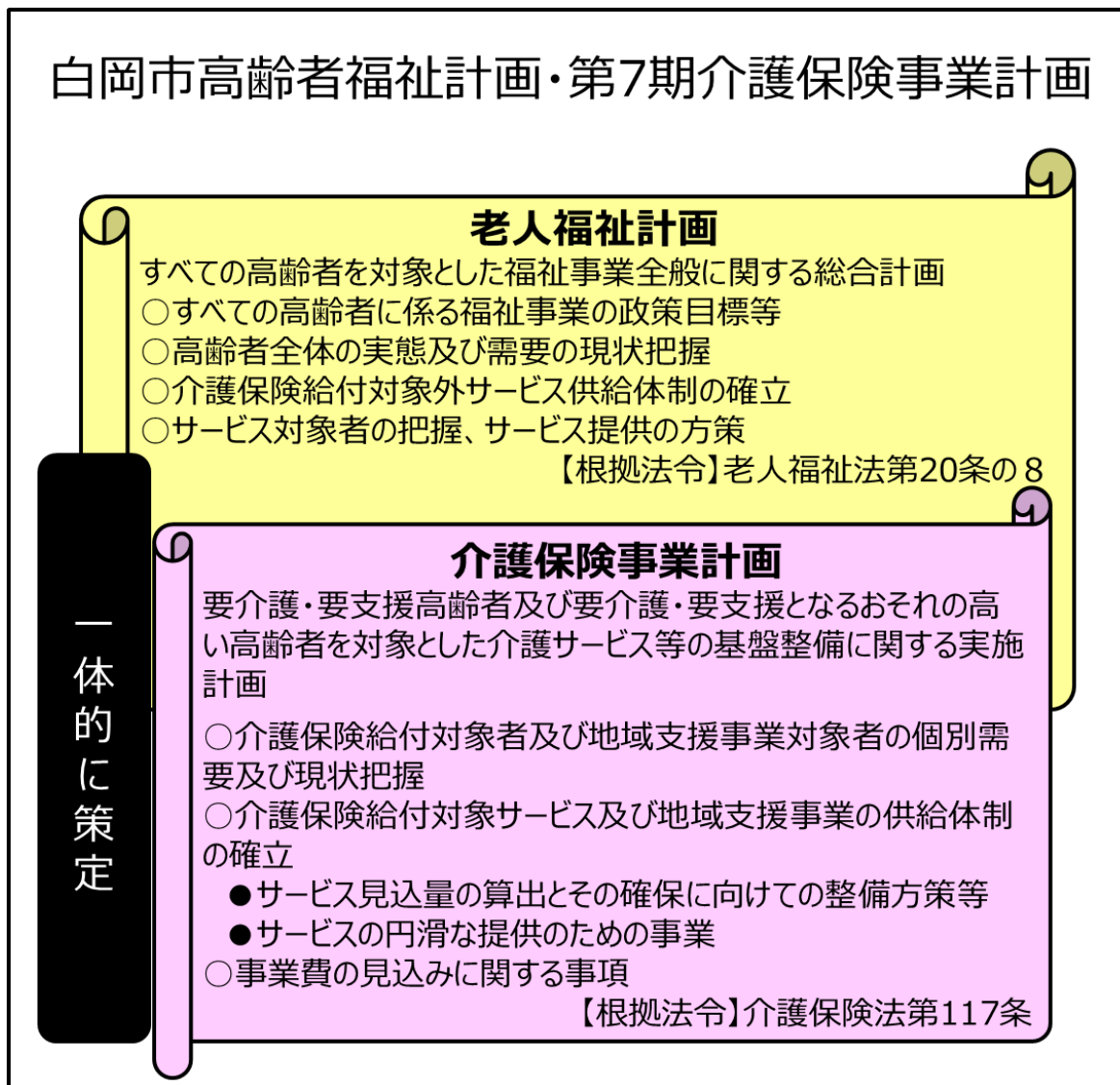
これまで、市では、平成27年3月に策定した「白岡市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」（以下「第6期計画」という。）をもとに、介護保険制度の適切な運営や介護予防事業に取り組むとともに、高齢者に対する各種の施策を展開してきました。地域全体で支え合い、社会参加や健康づくりを通じて、高齢者が生きがいを持って住み慣れた地域で自分らしい生活を継続することができる「地域包括ケアシステム」の深化・推進、さらには、高齢者に限らずすべての市民が、世代や分野を超えて『我が事・丸ごと』につながる「地域共生社会」の実現に取り組むことが重要となります。

白岡市の地域包括ケアシステムの姿



2 計画の法的位置づけ

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する「市町村介護保険事業計画」の、一体的な計画としての策定が義務づけられています。



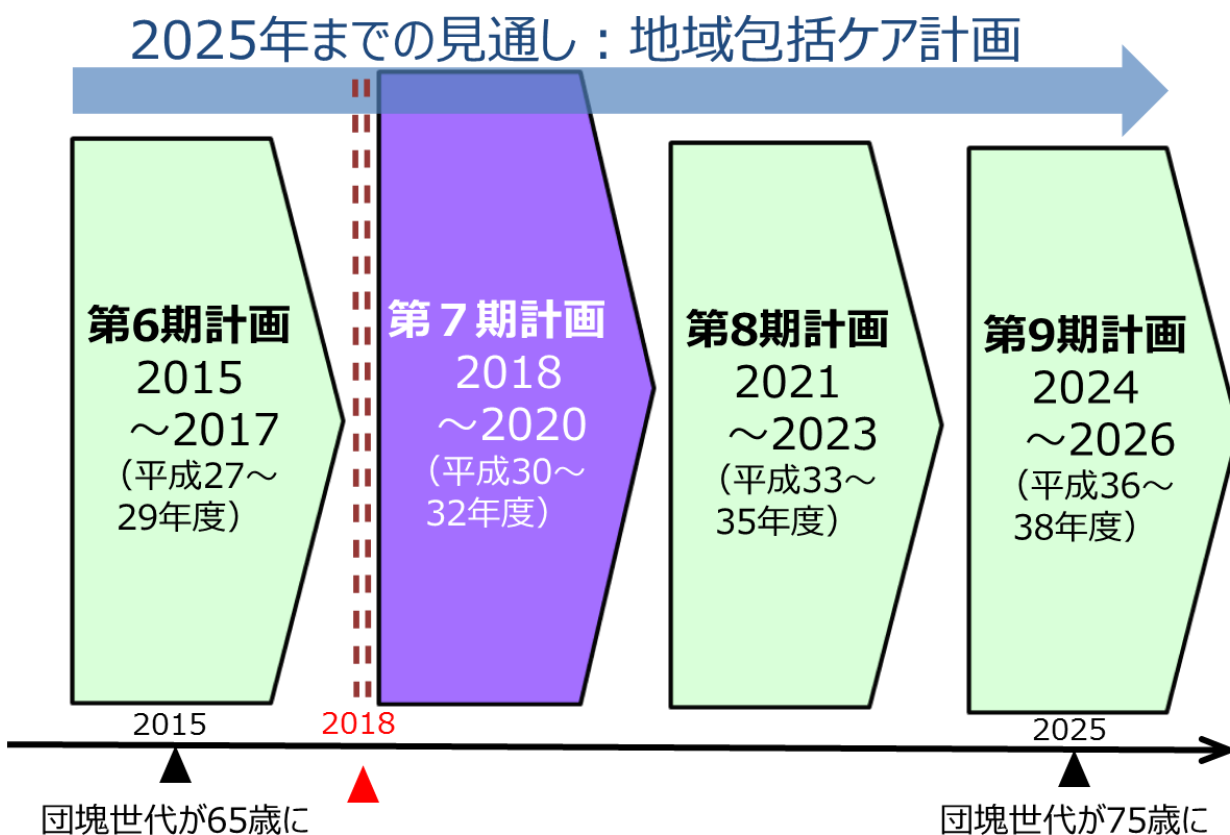
本計画は、市の基本計画である「第5次白岡市総合振興計画」、平成28年度に策定した「白岡市地域福祉計画」をはじめとする各種の関連計画と整合性を図りつつ、まちづくりの基本原則を定めた「白岡市自治基本条例」（平成25年10月1日施行）の趣旨に則り策定するものです。

また、病床の機能の分化及び連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制の構築並びに在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、「埼玉県地域保健医療計画（第7次）」との整合性を図っています。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とし、老人福祉計画（高齢者福祉計画）と介護保険事業計画を一体として策定します。

また、国が示す基本指針においては、第6期介護保険事業計画以後の計画は、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）に向け、地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、在宅医療介護連携等の取組を推進していくものとされています。そのため、本計画では、平成37年までの中長期的な視野に立ったサービス等の推計や施策の位置づけが必要となります。



4 計画の策定体制

(1) 介護保険等運営協議会・高齢者福祉事業推進委員会

本計画の策定にあたっては、医療関係者、福祉関係者及び公募委員等で構成する「白岡市介護保険等運営協議会」と市内の関係課で構成する「白岡市高齢者福祉事業推進委員会」において協議・検討しました。

(2) 高齢者等実態調査

◆ 調査の種類と目的

平成30年度から32年度までを計画期間とする「白岡市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定する基礎調査として、地域の高齢者の生活実態や介護サービスの需要等を把握することによって、本市における課題を整理するとともに、計画期間内の目指すべき介護サービスの方向性等を検討するためアンケート調査を実施しました。

調査は、すべて平成28年12月から平成29年1月まで実施しました。

種 別	調査の対象者
第1号被保険者調査 (介護予防・日常生活圏域二一ス調査)	65歳以上の市民(要介護認定を受けていないかたから無作為抽出による)
要支援・要介護認定者 (在宅者)調査	要支援・要介護に認定され、在宅で過ごされているかた(第1号被保険者等調査との重複者は除く)
施設等サービス利用者調査	本市の介護保険被保険者で、平成28年12月1日に介護保険施設やグループホーム等に入所していたかた
サービス提供事業者調査	本市をサービス提供地域とされているサービス事業者
ケアマネジャー調査	本市の介護保険事業に携わっているケアマネジャー

(3) パブリックコメント(意見公募)

実施時期	平成29年12月22日(金)～平成30年1月22日(月)
開催場所等	市ホームページ、市役所庁舎、はびすしらおか、中央公民館、コミュニティセンター
資料内容	白岡市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画(案)

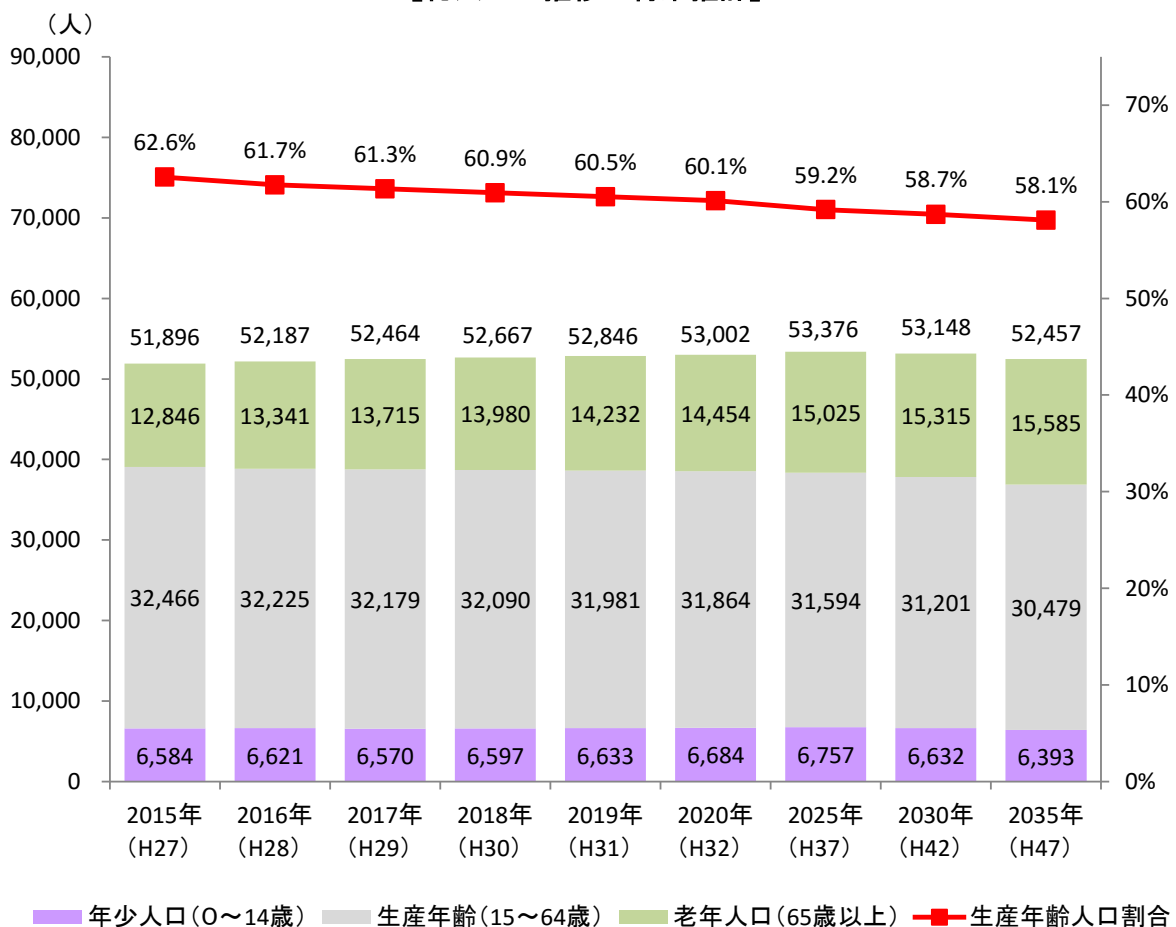
第2章 高齢者等の現状

1 総人口の推移と将来推計

増加傾向にある本市の人口は平成29年10月1日現在52,464人です。その後も微増傾向にあり、平成37年には、平成29年から912人増加して53,376人と推計しています。

年齢3区分別にみると、0～14歳の人口は微増傾向にあります。15～64歳の人口は微減が予想されるのに対して、65歳以上の人口は、増加傾向を示しています。以降も同様の傾向が続き、65歳以上の人口は、平成37年には15,025人となり平成29年の13,715人に対して、1,310人の増加が見込まれます。

【総人口の推移と将来推計】



(単位：人、%)

	2015年 (H27)	2016年 (H28)	2017年 (H29)	2018年 (H30)	2019年 (H31)	2020年 (H32)	2025年 (H37)	2030年 (H42)	2035年 (H47)
年少人口(0～14歳)	6,584	6,621	6,570	6,597	6,633	6,684	6,757	6,632	6,393
生産年齢(15～64歳)	32,466	32,225	32,179	32,090	31,981	31,864	31,594	31,201	30,479
老年人口(65歳以上)	12,846	13,341	13,715	13,980	14,232	14,454	15,025	15,315	15,585
総人口	51,896	52,187	52,464	52,667	52,846	53,002	53,376	53,148	52,457
生産年齢人口割合	62.6%	61.7%	61.3%	60.9%	60.5%	60.1%	59.2%	58.7%	58.1%

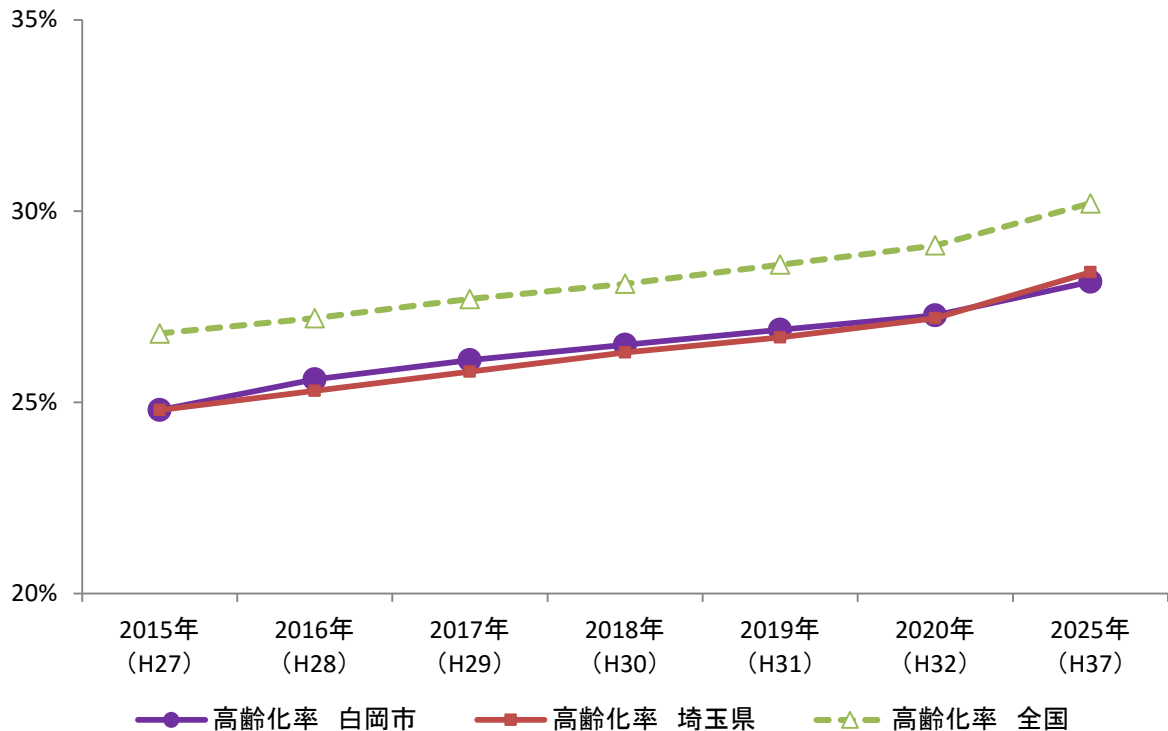
人口推計の計算

平成27～平成29年は、住民基本台帳各年10月1日現在の実績値、平成30～32年、37年、42年及び47年は、住民基本台帳平成25年10月1日現在と平成29年10月1日現在の地点を基準として、5歳ごとのコーホート法で算出しました。

2 高齢化率と前期・後期高齢者の動向

本市の高齢化率は、平成27年では24.8%で全国平均を下回っています。その後は微増傾向にあり、平成37年には28.1%になると予想されます。

【高齢化率の推移と将来推計 埼玉県・全国平均比較】



(単位：%)

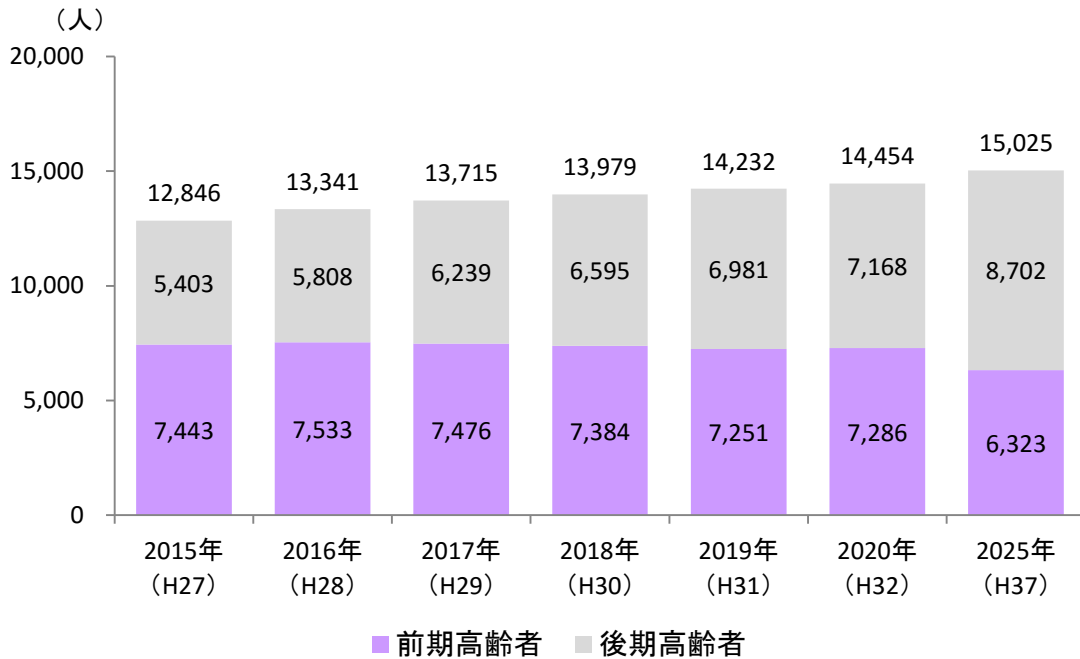
	2015年 (H27)	2016年 (H28)	2017年 (H29)	2018年 (H30)	2019年 (H31)	2020年 (H32)	2025年 (H37)
高齢化率 白岡市	24.8	25.6	26.1	26.5	26.9	27.3	28.1
高齢化率 埼玉県	24.8	25.3	25.8	26.3	26.7	27.2	28.4
高齢化率 全国	26.8	27.2	27.7	28.1	28.6	29.1	30.2

高齢化率とは、65歳以上の高齢者が総人口に占める割合です。

高齢化率の計算：本市は、総人口の推移と将来推計から65歳以上の人口を総人口で割りました。埼玉県と全国は、総務省国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所の国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口において用いられた生残率、純移動率、女性子ども比、0歳～4歳性別比を用いて推計された総人口で65歳以上の人口を割りました。

本市の高齢者数の推移をみると、本計画の期間内及び平成37年において、後期高齢者の人口の増加は顕著で、平成27年の5,403人に対して、平成32年は7,168人と、1,765人の増加、平成37年には8,702人と、3,299人の増加が見込まれており、今後の介護保険事業の運営、また高齢者福祉に係る財政負担の増加が懸念されます。

【前期高齢者と後期高齢者の推移と将来推計】



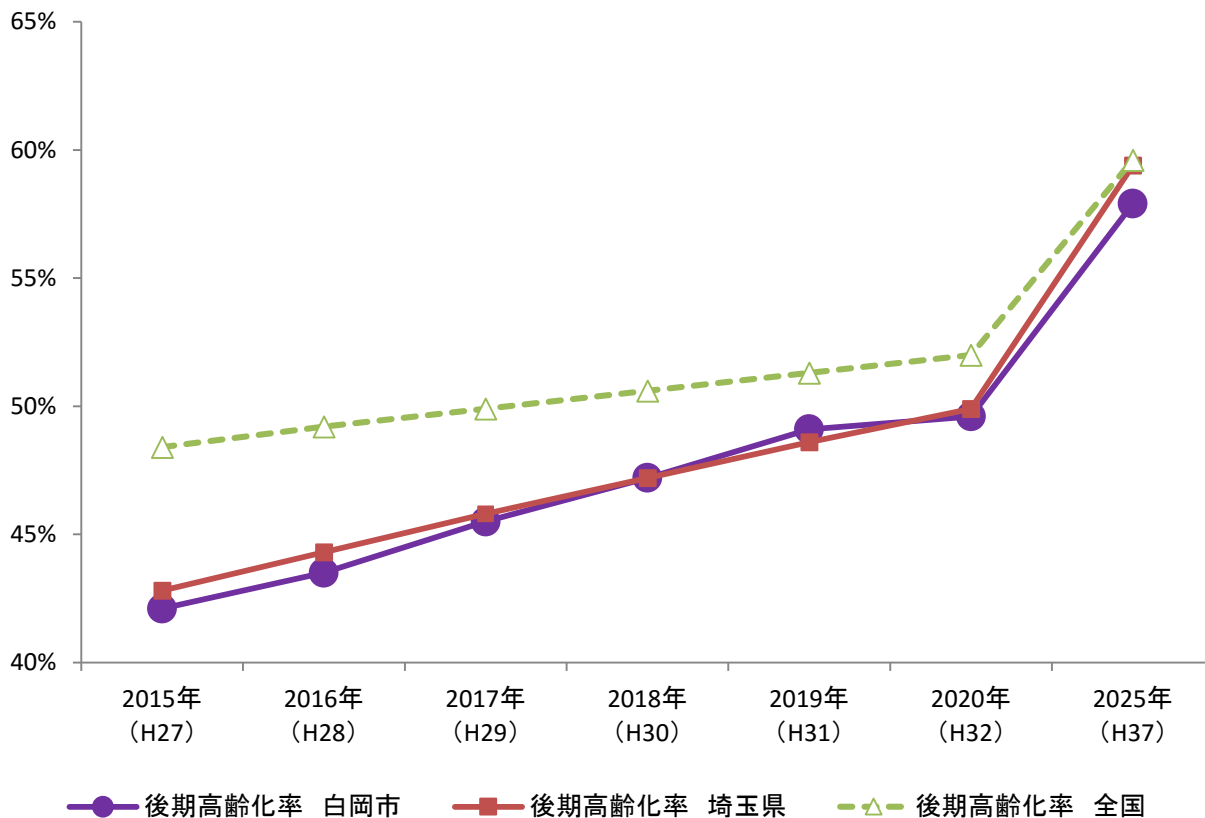
本市においては、2025年に向けて後期高齢者の人口は増加を続けています。

一方、生産年齢人口は減少に向かい（5ページ参照）、支える人と支えられる人の人口バランスのギャップは大きくなっていきます。加えて、高齢者のみの世帯や高齢者の単身世帯の増加もあり（9ページ参照）、生活支援に対するニーズは急増しています。



本市の後期高齢者の割合（高齢者総数に占める割合）は、埼玉県・全国平均と共に増加傾向にあります。平成37年まで全国平均を下回るものと予想されます。

【後期高齢者の推移と将来推計 埼玉県・全国平均比較】



(単位：%)

	2015年 (H27)	2016年 (H28)	2017年 (H29)	2018年 (H30)	2019年 (H31)	2020年 (H32)	2025年 (H37)
後期高齢化率 白岡市	42.1	43.5	45.5	47.2	49.1	49.6	57.9
後期高齢化率 埼玉県	42.8	44.3	45.8	47.2	48.6	49.9	59.4
後期高齢化率 全国	48.4	49.2	49.9	50.6	51.3	52.0	59.6

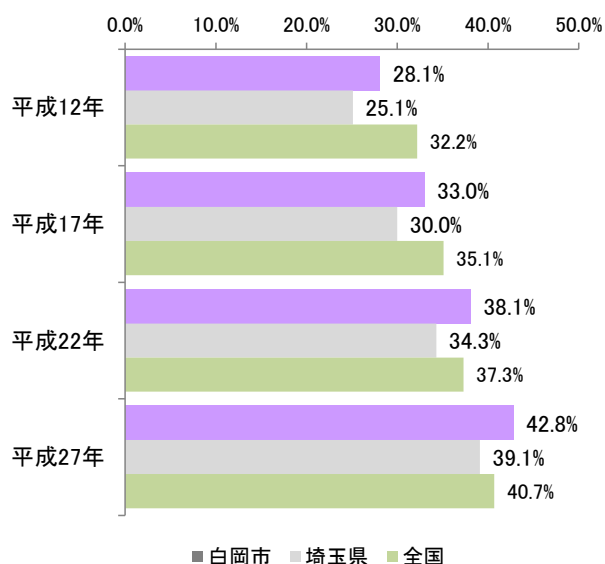
前期高齢者とは、65～74歳までの高齢者のかたです。
 後期高齢者とは、75歳以上の高齢者のかたです。
 本市、埼玉県・全国平均の前期・後期高齢者は、高齢化率と同様の方法で算出しました。

3 世帯の状況 埼玉県・全国平均比較

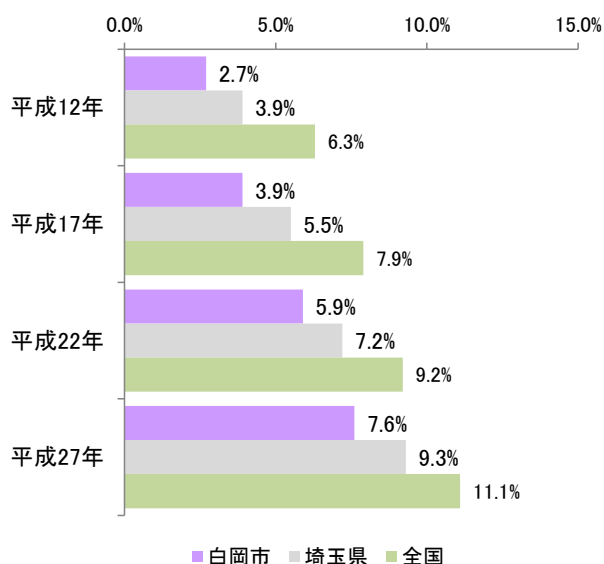
本市の高齢者のいる世帯は、平成12年の国勢調査では28.1%でしたが、平成27年では42.8%を示しています。

また、高齢者のひとり暮らし世帯は平成12年の国勢調査では2.7%でしたが、平成27年には約3倍に増加し、7.6%でした。

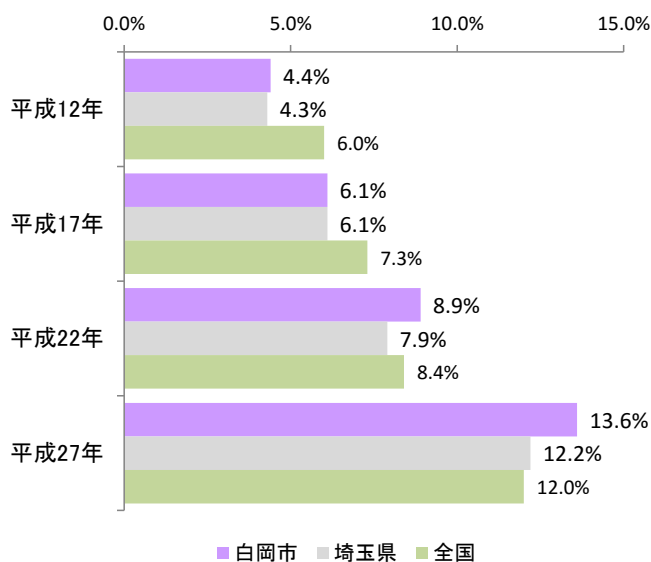
【高齢者のいる世帯】



【高齢者のひとり暮らし世帯】



【高齢者夫婦のみの世帯】



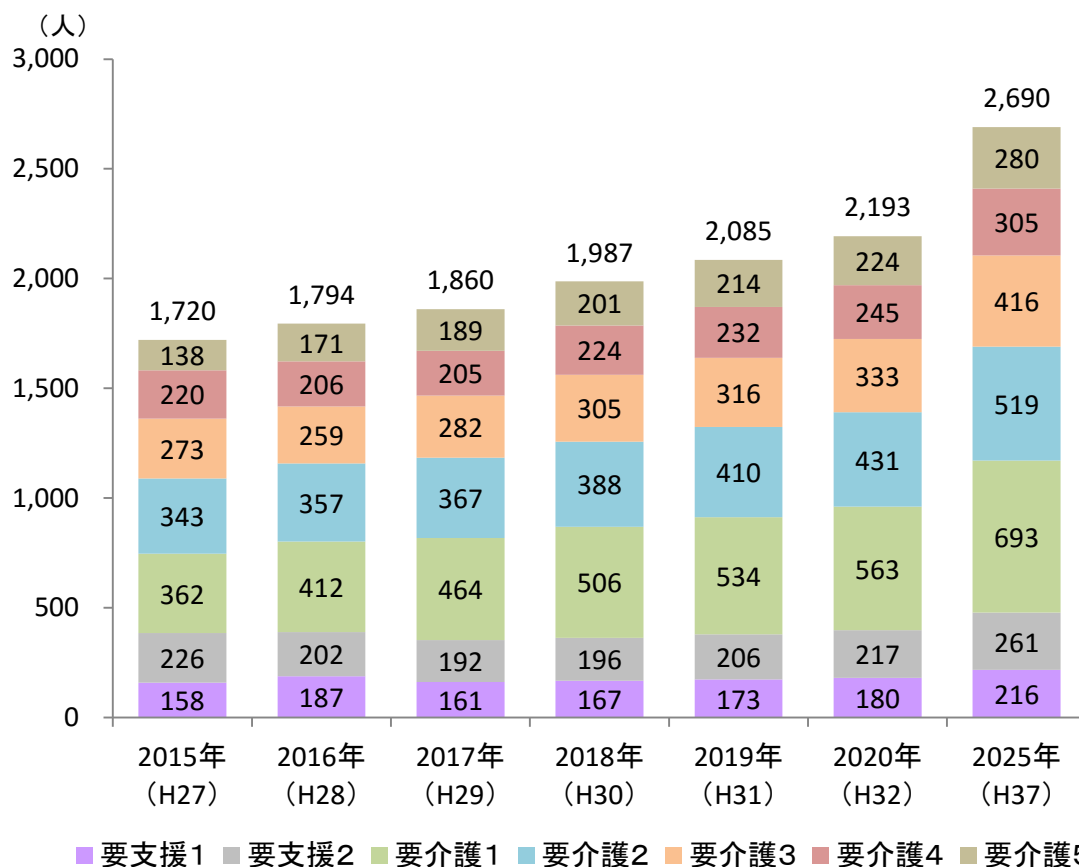
高齢者夫婦のみの世帯の割合は、平成12年の国勢調査によると4.4%でしたが、平成27年では13.6%を示しています。

出典：国勢調査

4 要介護（要支援）認定者数の推移と将来推計

要介護（要支援）認定者数の推移は微増傾向を示しています。

【要介護（要支援）認定者数の推移と将来推計】



(単位：人)

	2015年 (H27)	2016年 (H28)	2017年 (H29)	2018年 (H30)	2019年 (H31)	2020年 (H32)	2025年 (H37)
要支援1	158	187	161	167	173	180	216
要支援2	226	202	192	196	206	217	261
要介護1	362	412	464	506	534	563	693
要介護2	343	357	367	388	410	431	519
要介護3	273	259	282	305	316	333	416
要介護4	220	206	205	224	232	245	305
要介護5	138	171	189	201	214	224	280
合計	1,720	1,794	1,860	1,987	2,085	2,193	2,690

要介護（要支援）認定者数の計算は、平成27～29年は厚生労働省介護保険事業状況報告（10月1日時点）から実績値です。ただし、平成30年以降は平成29年の認定率を鑑み、推計しました。

5 アンケート結果

(1) 第1号被保険者調査（介護予防・日常生活圏域二一ズ調査）

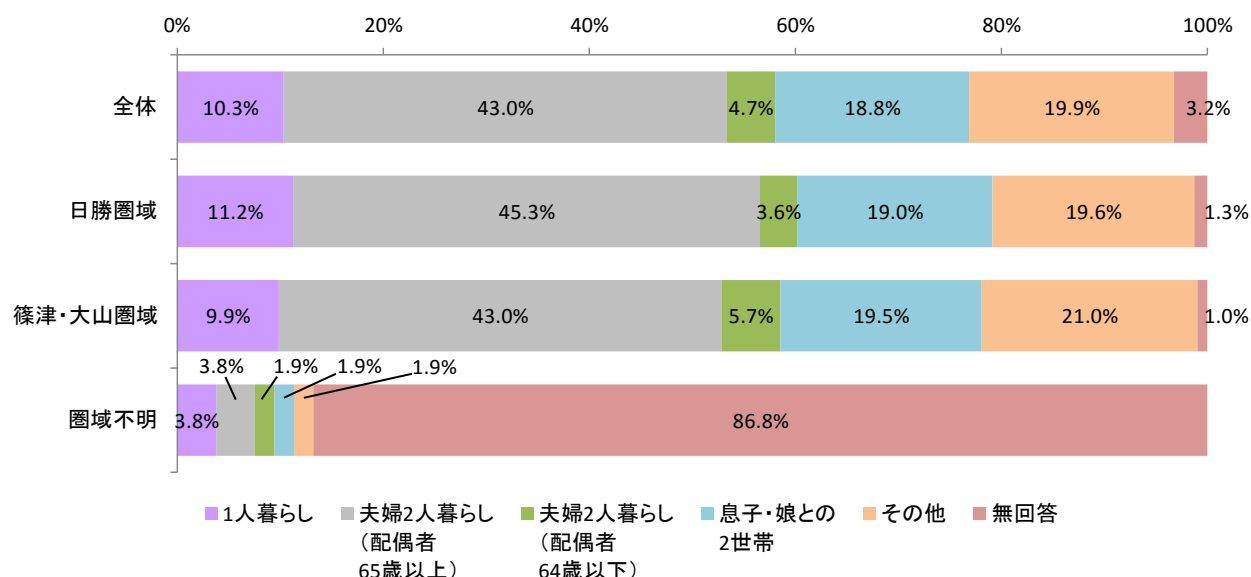
- ・対象者：65歳以上の市民で、平成28年12月1日現在、要介護認定を受けていないかた
- ・調査方法：郵送による配布及び回収
- ・調査期間：平成28年12月15日～平成29年1月31日

	配布数	回収数	回収率
一般高齢者	3,000票	2,133票	71.1%

◆家族形態（圏域別）

（単位：人）

	全体		日勝圏域		篠津・大山圏域		圏域不明	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1人暮らし	220	10.3%	106	11.2%	112	9.9%	2	3.8%
夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)	918	43.0%	428	45.3%	488	43.0%	2	3.8%
夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下)	100	4.7%	34	3.6%	65	5.7%	1	1.9%
息子・娘との2世帯	402	18.8%	179	19.0%	222	19.5%	1	1.9%
その他	424	19.9%	185	19.6%	238	21.0%	1	1.9%
無回答	69	3.2%	12	1.3%	11	1.0%	46	86.8%
合計	2,133	100.0%	944	100.0%	1,136	100.0%	53	100.0%



家族形態は「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が最も多く43.0%でした。

圏域別に「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」の回答をみると、「日勝圏域」では45.3%、「篠津・大山圏域」では43.0%でした。

「1人暮らし」の割合は「日勝圏域」11.2%、「篠津・大山圏域」では9.9%でした。

◆介護・介助の必要性

(単位：人)

	全体		日勝圏域		篠津・大山圏域		圏域不明	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
介護・介助は必要ない	1,868	87.6%	834	88.3%	1,029	90.6%	5	9.4%
何らかの介護・介助は必要だが現在受けていない	137	6.4%	67	7.1%	68	6.0%	2	3.8%
現在、何らかの介護を受けている(介護認定などを受けて家族などの介護を受けている場合も含む)	63	3.0%	32	3.4%	30	2.6%	1	1.9%
無回答	65	3.0%	11	1.2%	9	0.8%	45	84.9%
合計	2,133	100.0%	944	100.0%	1,136	100.0%	53	100.0%

介護・介助の必要性は「介護・介助は必要ない」が最も多く87.6%でした。

圏域別に「介護・介助は必要ない」の回答をみると、「日勝圏域」では88.3%、「篠津・大山圏域」では90.6%でした。

◆現在の暮らしの状況

(単位：人)

	全体		日勝圏域		篠津・大山圏域		圏域不明	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
大変苦しい	127	6.0%	66	7.0%	61	5.4%	0	0.0%
やや苦しい	489	22.9%	219	23.2%	267	23.5%	3	5.7%
ふつう	1,287	60.3%	586	62.1%	696	61.3%	5	9.4%
ややゆとりがある	142	6.7%	53	5.6%	89	7.8%	0	0.0%
大変ゆとりがある	32	1.5%	13	1.4%	19	1.7%	0	0.0%
無回答	56	2.6%	7	0.7%	4	0.4%	45	84.9%
合計	2,133	100.0%	944	100.0%	1,136	100.0%	53	100.0%

現在の暮らしの状況を経済的にみると、「ふつう」が最も多く60.3%でした。

圏域別に「ふつう」の回答をみると、「日勝圏域」が62.1%、「篠津・大山圏域」は61.3%でした。

◆地域づくり活動へ参加者としての参加意向

(単位：人)

	全体		日勝圏域		篠津・大山圏域		圏域不明	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
是非参加したい	265	12.4%	119	12.6%	143	12.6%	3	5.7%
参加したい	1,128	52.9%	486	51.5%	616	54.2%	26	49.1%
参加したくない	649	30.4%	306	32.4%	327	28.8%	16	30.2%
無回答	91	4.3%	33	3.5%	50	4.4%	8	15.1%
合計	2,133	100.0%	944	100.0%	1,136	100.0%	53	100.0%

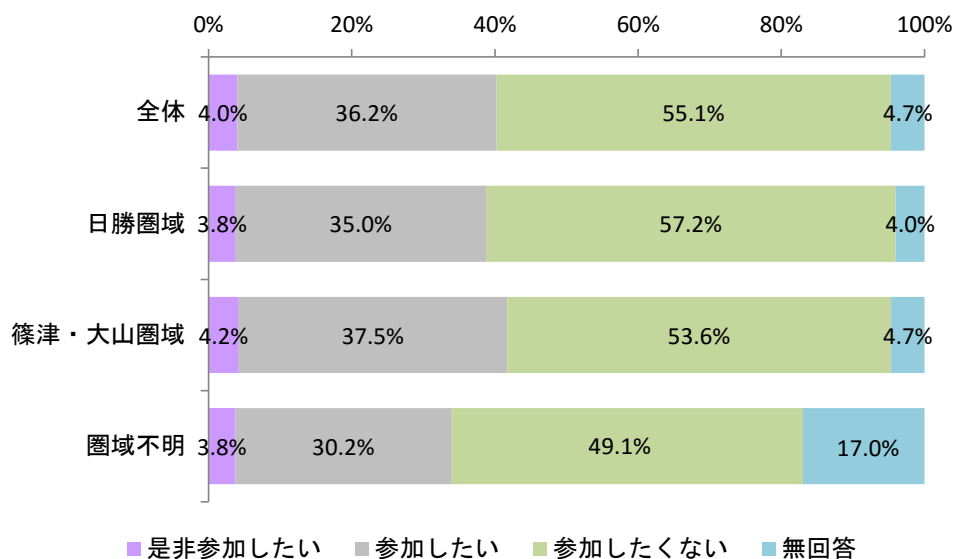
地域づくり活動へ参加者として参加する意向は「参加したい」が最も多く52.9%でした。

圏域別に「参加したい」の回答をみると、「日勝圏域」は51.5%、「篠津・大山圏域」は54.2%でした。

◆地域づくり活動へ運営・企画者（お世話役）としての参加意向

(単位：人)

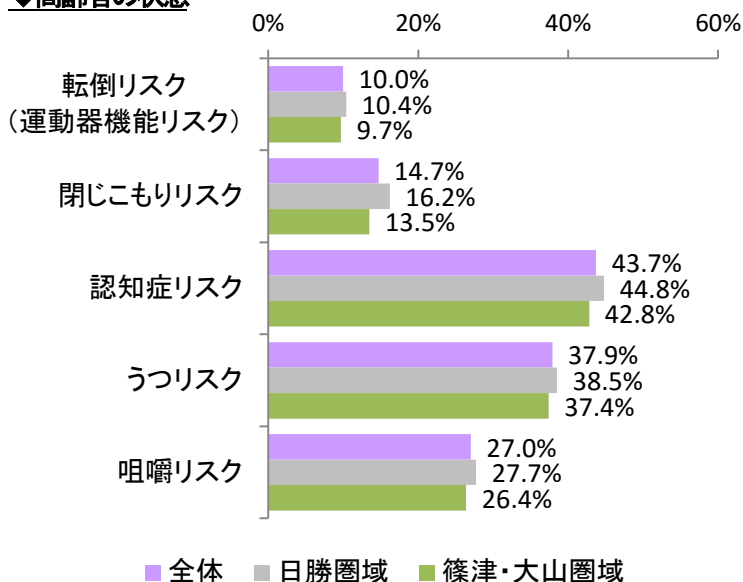
	全体		日勝圏域		篠津・大山圏域		圏域不明	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
是非参加したい	86	4.0%	36	3.8%	48	4.2%	2	3.8%
参加したい	772	36.2%	330	35.0%	426	37.5%	16	30.2%
参加したくない	1,175	55.1%	540	57.2%	609	53.6%	26	49.1%
無回答	100	4.7%	38	4.0%	53	4.7%	9	17.0%
合計	2,133	100.0%	944	100.0%	1,136	100.0%	53	100.0%



地域づくり活動へ運営・企画者（お世話役）として参加する意向は「参加したくない」が最も多く55.1%でした。

圏域別に「参加したくない」の回答をみると、「日勝圏域」は57.2%、「篠津・大山圏域」は53.6%でした。

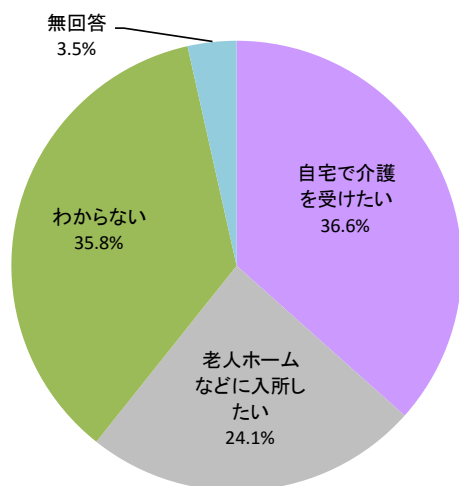
◆高齢者の状態



高齢者の状態は「認知症リスク」のあるかたが最も高く、全体で43.7%でした。

圏域別で「認知症リスク」があるかたは、「日勝圏域」が44.8%、「篠津・大山圏域」が42.8%でした。

◆今後介護が必要になった場合の介護の意向



介護が必要になった場合の介護の意向は「自宅で介護を受けたい」が36.6%で最も高い割合となっています。

(2) 要支援・要介護認定者（在宅者）調査

- 対象者：40歳以上の市民で、平成28年12月1日現在、要支援・要介護に認定され在宅で過ごされているかた（①との重複者は除く）
- 調査方法：郵送による配布及び回収
- 調査期間：平成28年12月15日～平成29年1月31日

	配布数	回収数	回収率
要支援・要介護認定者 （在宅者）調査	1,466票	874票	59.6%

◆家族構成

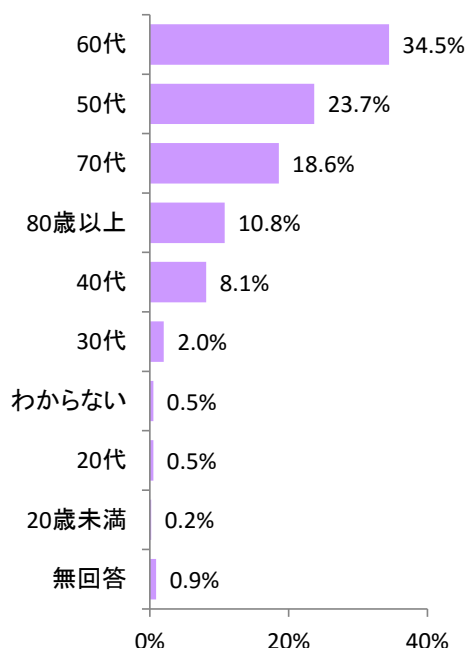
（単位：人）

	全体		日勝圏域		篠津・大山圏域		圏域不明	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1人暮らし	137	15.7%	77	18.3%	59	14.0%	1	3.2%
夫婦のみの世帯	209	23.9%	98	23.3%	110	26.1%	1	3.2%
その他の世帯	483	55.3%	238	56.5%	245	58.1%	0	0.0%
無回答	45	5.1%	8	1.9%	8	1.9%	29	93.5%
合計	874	100%	421	100%	422	100%	31	100%

家族構成は「その他の世帯」が最も多く55.3%です。

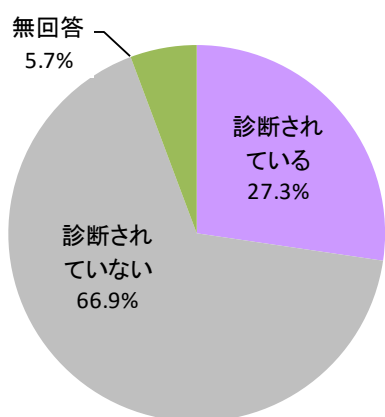
圏域別に「その他の世帯」をみると、「日勝地区」56.5%、「篠津・大山地区」58.1%でした。

◆主な介護者の年齢



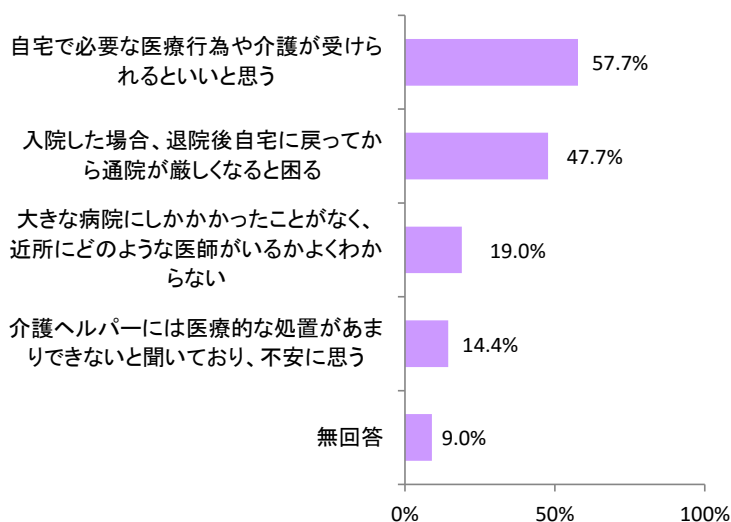
主な介護者の年齢は「60代」が最も多く、34.5%、次いで「50代」が23.7%、「70代」が18.6%と続きます。

◆認知症の診断について



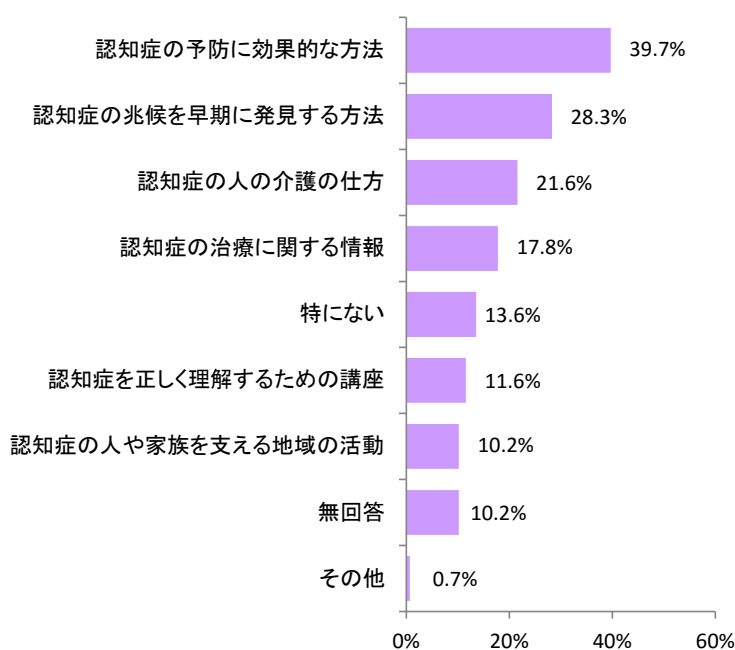
医師に認知症と「診断されている」かたは、27.3%、「診断されていない」かたは66.9%でした。

◆医療と介護の連携について



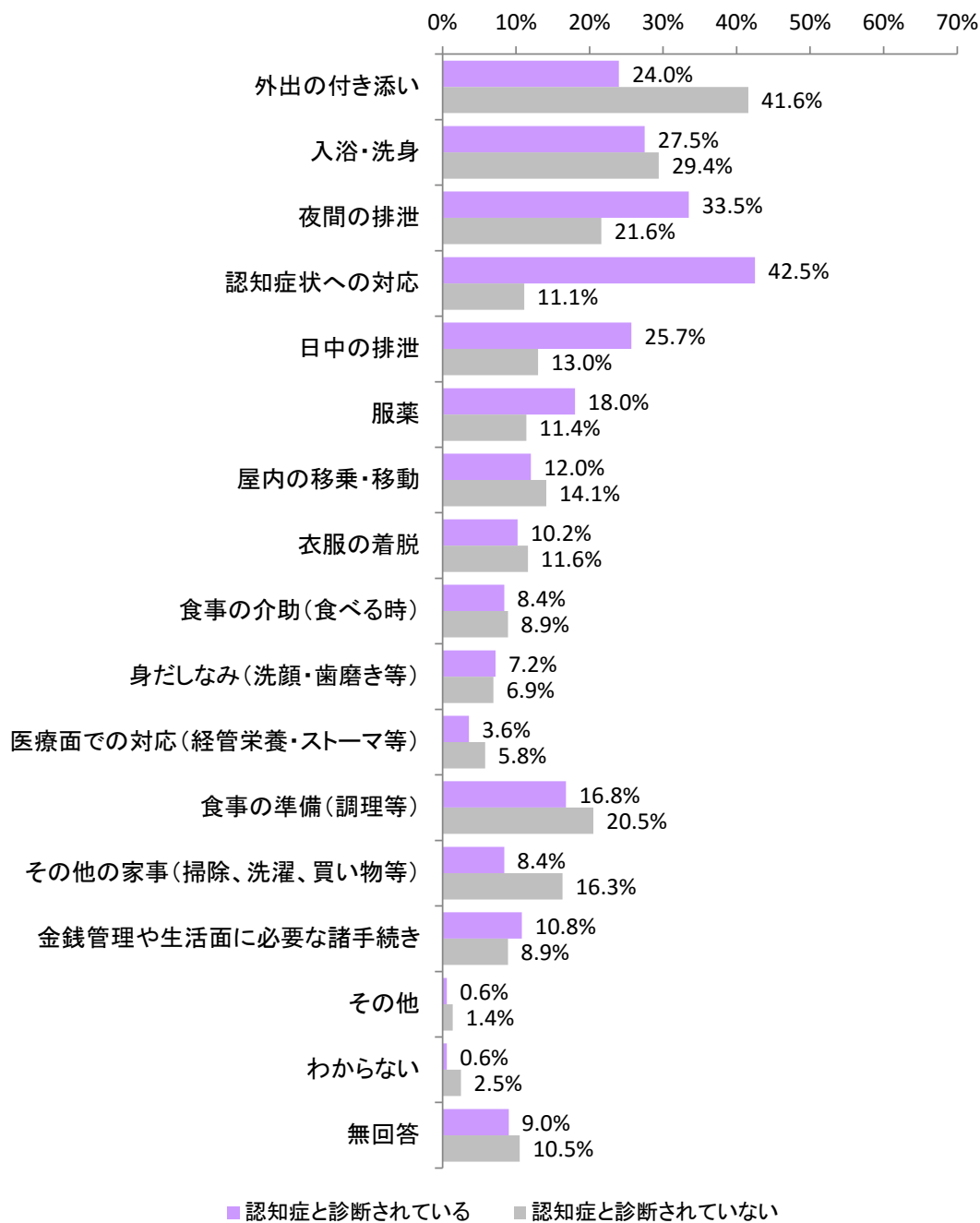
医療と介護の連携について「自宅で必要な医療行為や介護が受けられるといいと思う」が57.7%で最も多い回答でした。

◆認知症について関心があること



認知症について関心があることは「認知症の予防に効果的な方法」で39.7%と最も多く、次いで「認知症の兆候を早期に発見する方法」で28.3%と続きます。

◆介護者が不安に感じていること（認知症診断別）



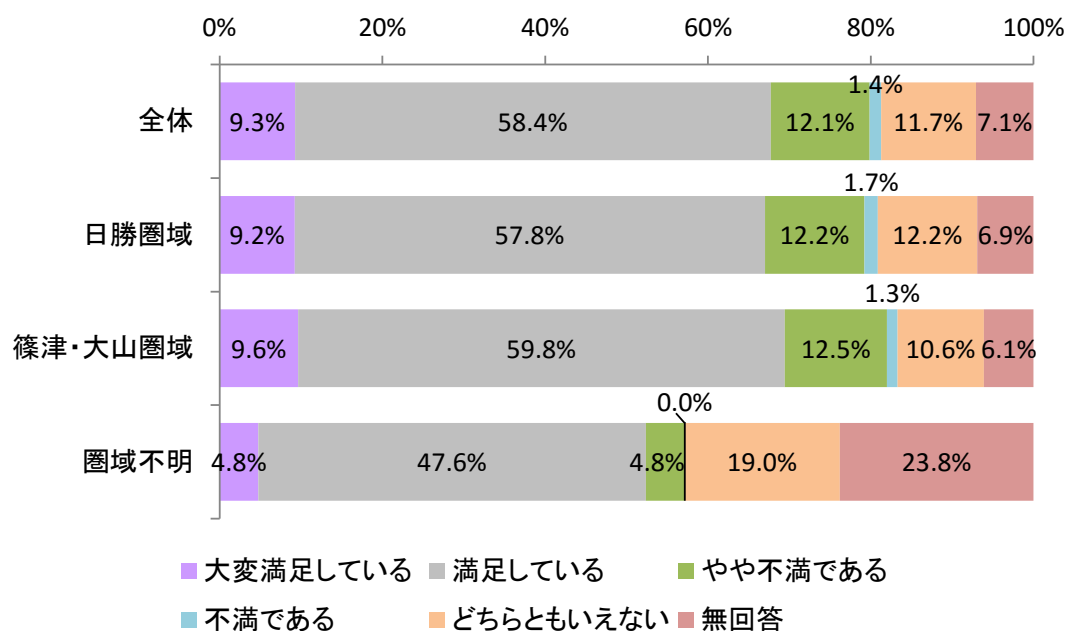
介護者が不安に感じている介護を認知症の診断別にみると、認知症と診断されているかたの介護者の不安は「認知症状への対応」が最も多く42.5%で、次いで「夜間の排泄」が33.5%、「入浴・洗身」が27.5%でした。

認知症と診断されていないかたの介護者が不安に感じる介護は「外出の付き添い」が最も多く41.6%、「入浴・洗身」が29.4%、「夜間の排泄」が21.6%でした。

◆介護保険サービスへの満足度

(単位：人)

	全体		日勝圏域		篠津・大山圏域		圏域不明	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
大変満足している	59	9.3%	28	9.2%	30	9.6%	1	4.8%
満足している	371	58.4%	175	57.8%	186	59.8%	10	47.6%
やや不満である	77	12.1%	37	12.2%	39	12.5%	1	4.8%
不満である	9	1.4%	5	1.7%	4	1.3%	0	0.0%
どちらともいえない	74	11.7%	37	12.2%	33	10.6%	4	19.0%
無回答	45	7.1%	21	6.9%	19	6.1%	5	23.8%
合計	635	100%	303	100%	311	100%	21	100%



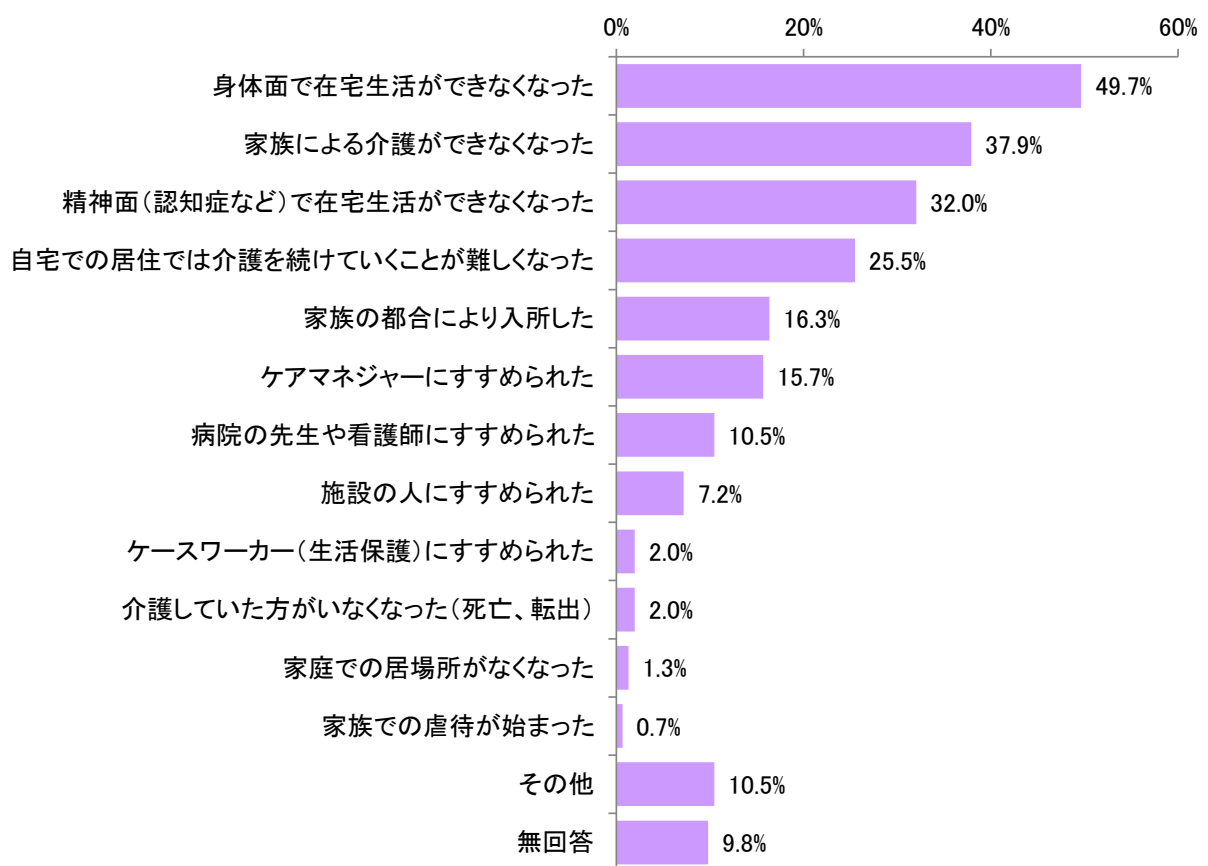
介護保険への満足度は「満足している」が最も多く58.4%でした。
 圏域別に「満足している」をみると、「日勝圏域」では57.8%、「篠津・大山圏域」では59.8%でした。

(3) 施設等サービス利用者調査

- 対象者：本市の介護保険被保険者で、平成28年12月1日現在、介護保険施設やグループホーム等に入所していたかた
- 調査方法：郵送による配布及び回収
- 調査期間：平成28年12月15日～平成29年1月31日

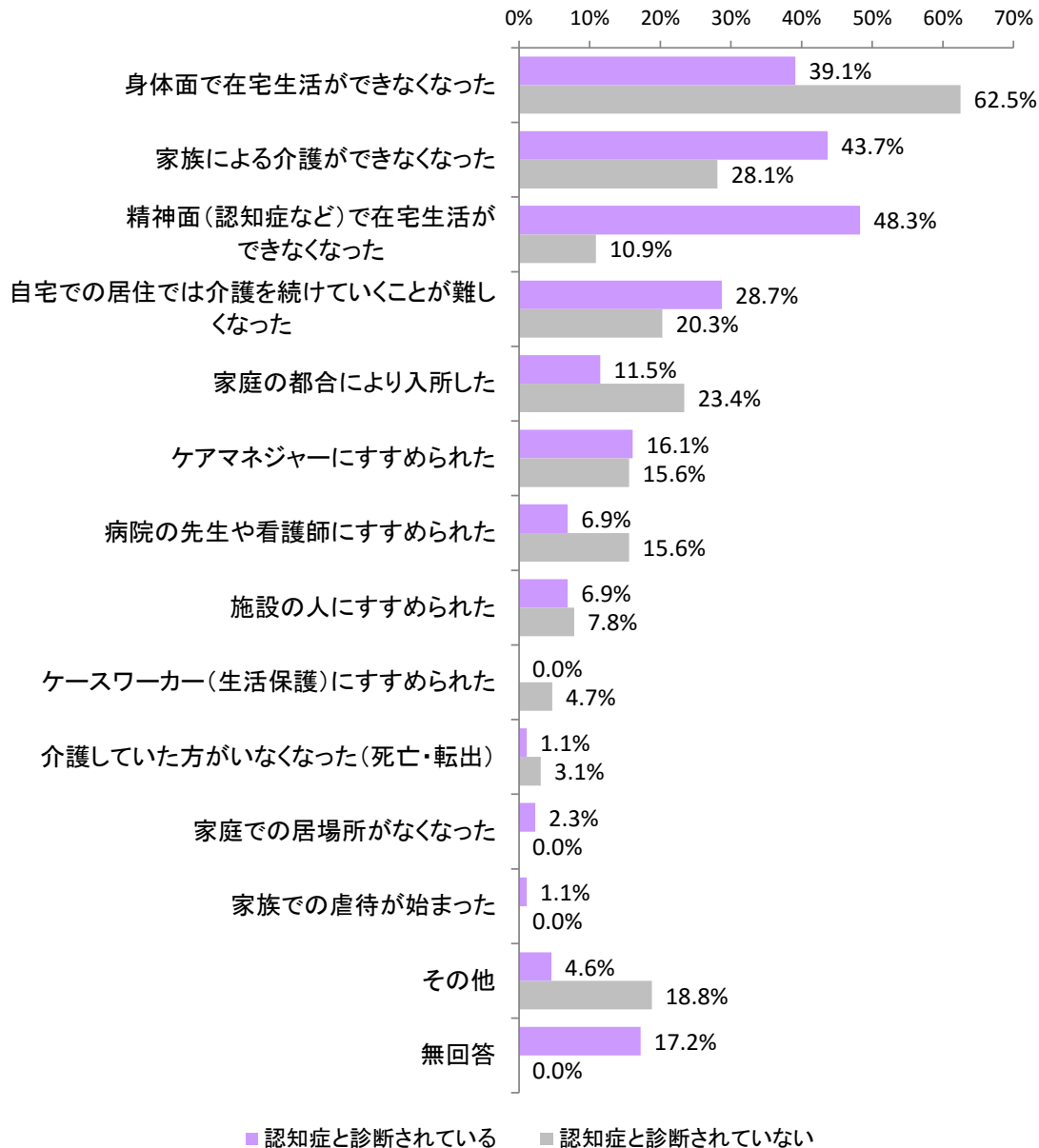
	配布数	回収数	回収率
施設等サービス利用者	238票	153票	64.3%

◆入所した理由



入所の理由は「身体面で在宅生活ができなくなった」が最も多く、49.7%でした。

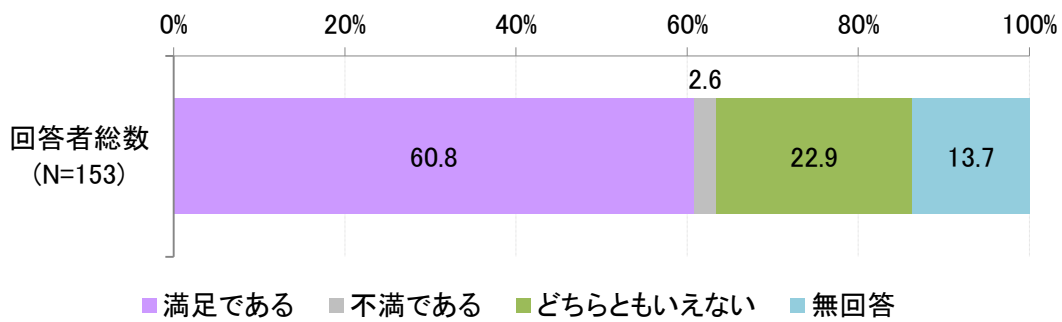
◆入所した理由（認知症診断別）



入所の理由を認知症の診断別にみると、認知症と診断されているかたは「精神面（認知症など）で在宅生活ができなくなった」が最も多く48.3%で、次いで「家族による介護ができなくなった」が43.7%、「身体面で在宅生活ができなくなった」が39.1%でした。

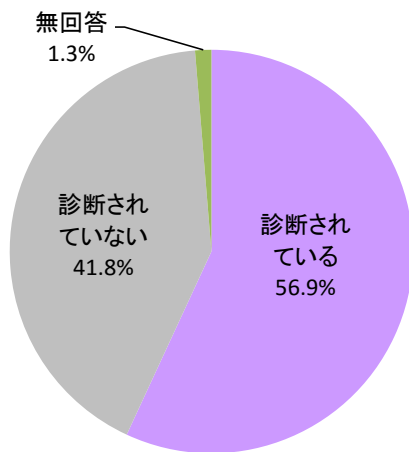
認知症と診断されていないかたの入所の理由は「身体面で在宅生活ができなくなった」が最も多く62.5%、「家族による介護ができなくなった」が28.1%、「家庭の都合により入所した」が23.4%でした。

◆施設への総合的な満足度



施設サービスへの総合的な満足度は「満足である」が最も多く60.8%でした。

◆認知症の診断について



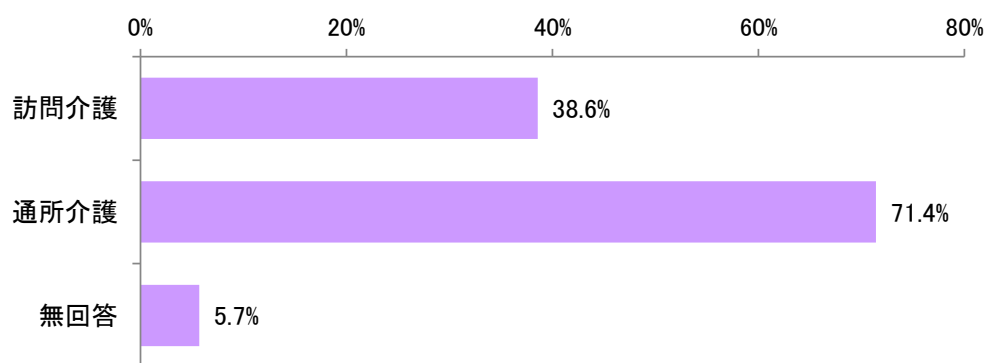
施設等サービス利用者のうち「認知症と診断されている」かたは56.9%、「診断されていない」かたは41.8%でした。

(4) サービス提供事業者調査

- 対象者：本市をサービス提供地域としているサービス事業者
- 調査方法：郵送による配布及び回収
- 調査期間：平成28年12月15日～平成29年1月31日

	配布数	回収数	回収率
サービス提供事業者	296票	178票	60.1%

◆参入意向希望のサービス



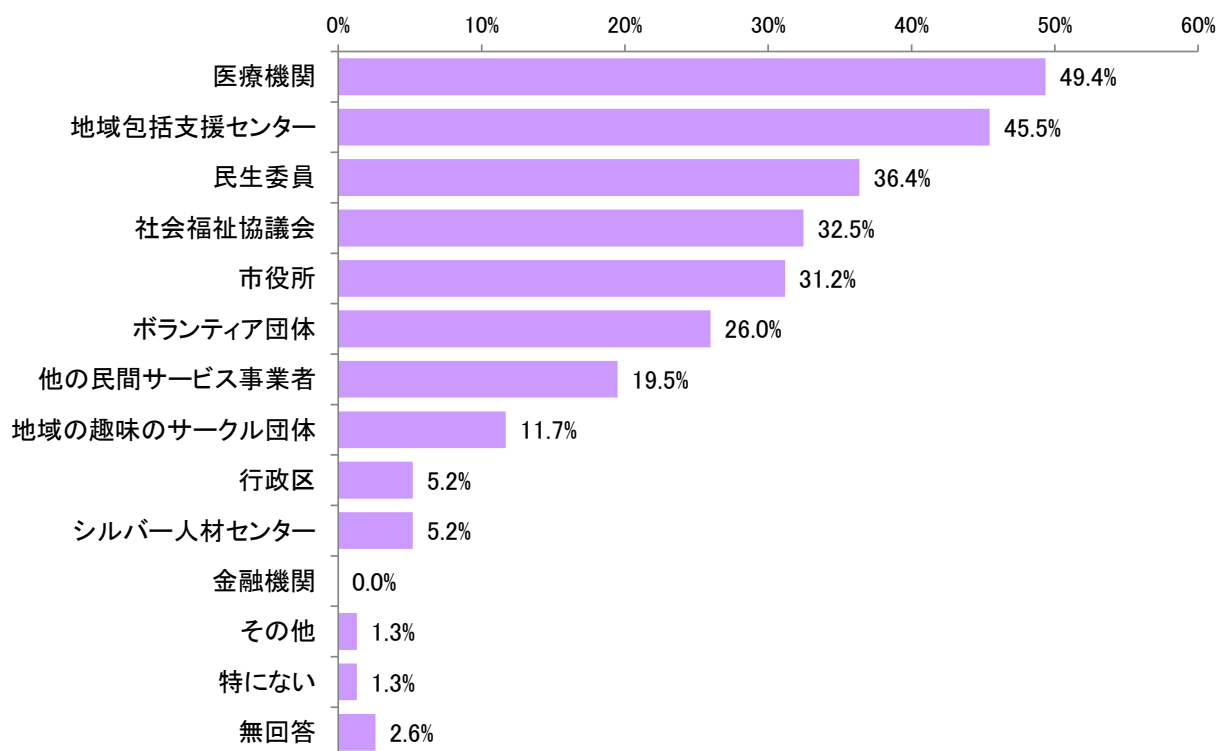
今後の参入意向希望のサービスで最も多いのは「通所介護」で71.4%でした。

(5) ケアマネジャー調査

- ・対象者：本市の介護保険事業に携わっているケアマネジャー
- ・調査方法：郵送による配布及び回収（事業所を通じた郵送配布）
- ・調査期間：平成28年12月15日～平成29年1月31日

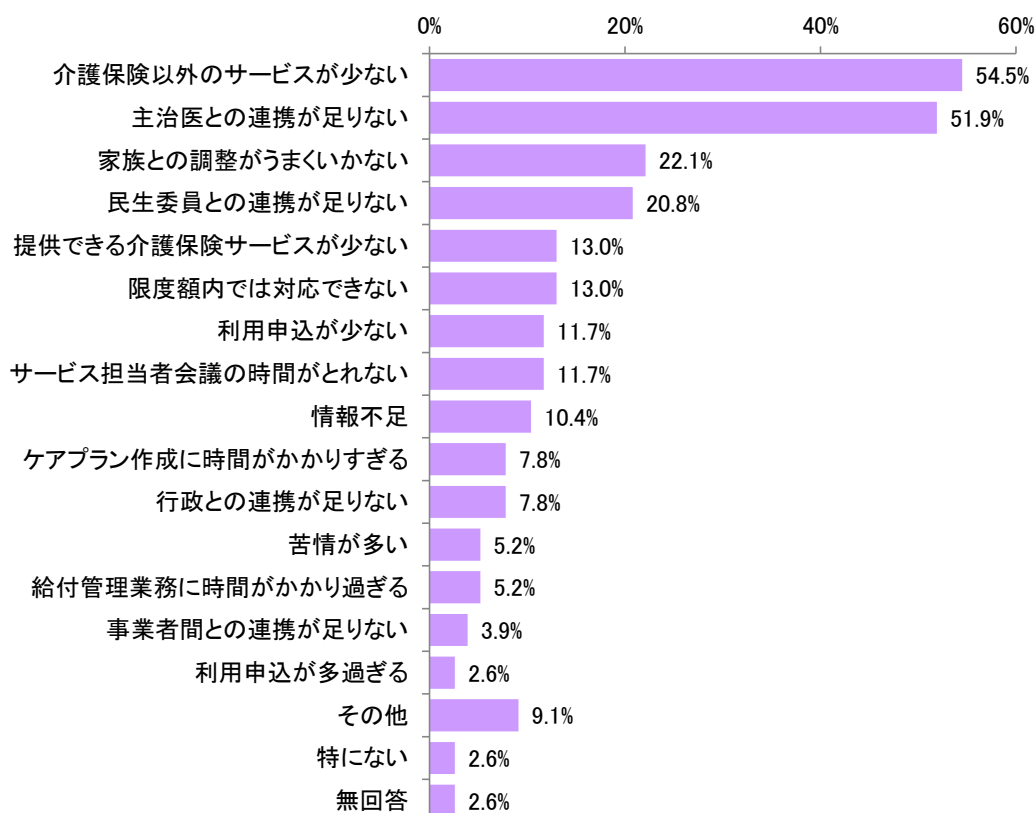
	配布数	回収数	回収率
ケアマネジャー	77票	77票	100%

◆もっと連携を取りたい機関・団体



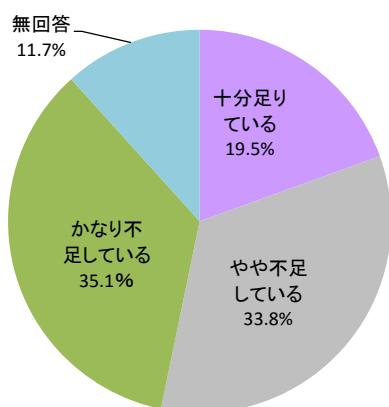
ケアマネジャーがもっと連携をとりたい機関・団体は「医療機関」が最も多く49.4%でした。

◆ケアマネジャーの活動で感じる問題点



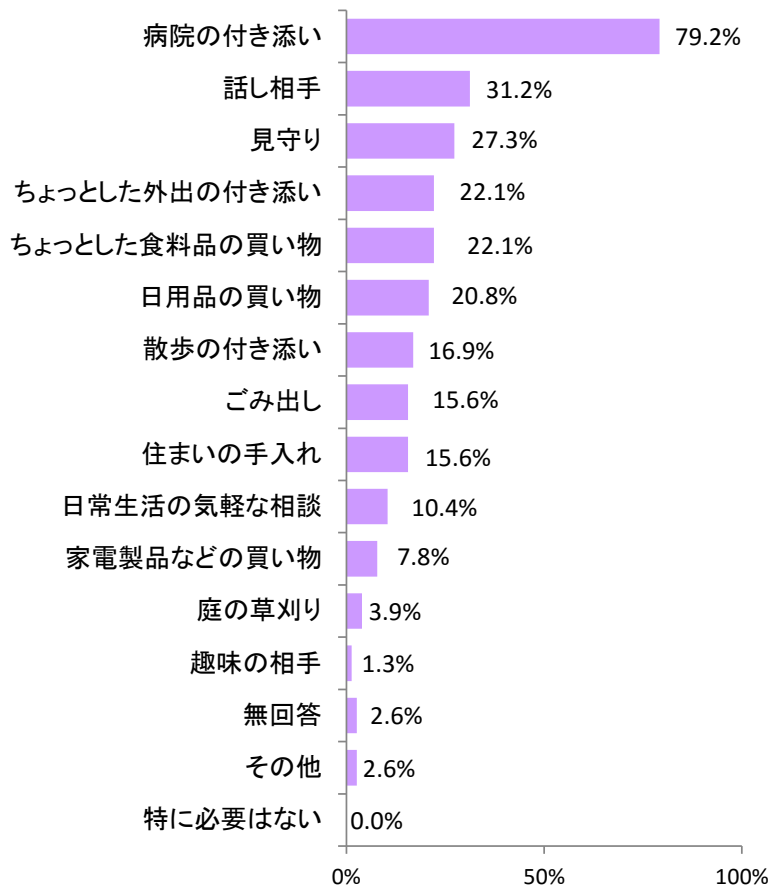
ケアマネジャーの活動で感じる問題点で最も多いのが「介護保険以外のサービスが少ない」で54.5%でした。

◆定期巡回・随時対応型訪問介護看護の需要と供給のバランス



定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用希望と供給のバランスは「かなり不足している」が最も多く35.1%でした。「やや不足している」33.8%と合わせると7割近くが「不足している」と回答しています。

◆介護保険・福祉サービス以外に必要な手助け



介護保険・福祉サービス以外に必要な手助けとして必要なサービスは「病院の付き添い」が最も多く79.2%でした。次いで「話し相手」が31.2%、「見守り」が27.3%でした。

6 アンケート結果からみえる課題

1 日常生活支援サービスの取組

高齢者と接する機会の多いケアマネジャーへの調査では、介護サービスや福祉サービス以外で要介護者及び介護者の生活を支えるために必要なサービスとして、病院の付き添いが約8割、話し相手が約3割となっています。

ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加により、生活を支えるためのサービスのニーズはより一層多様化していくものと考えられます。そのため、一人一人の状況に応じた、見守りや配食、移動手段等の多様な生活支援サービスを推進することが重要です。

2 認知症施策の取組

第1号被保険者への調査では、認知症のリスクのある高齢者は、全体で43.7%となっています。

また、要支援・要介護認定者（在宅）調査では、認知症と診断されていると回答したかたは、約3割となっています。

認知症の容態の変化に応じて、適宜・適切に切れ目なく保健医療サービス及び福祉サービスを提供し、認知症になっても安心して地域で住み続けられる体制づくりが重要です。

3 在宅医療・介護連携の取組

要支援・要介護認定者（在宅）への調査では、医療と介護の連携について、自宅で必要な医療行為や介護が受けられるといいと思うと回答したかたが、約6割となっています。

医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくため、市が主体となって必要となる在宅医療・介護連携のための体制を充実させることが重要です。

4 介護保険サービスの充実

要支援・要介護認定者（在宅）への調査では、主な介護者の年齢が60歳以上と回答したかたは、約6割となっており、介護する人も高齢者という状況が多くなっています。

また、施設等サービス利用者への調査では、入所理由として、身体面や精神面（認知症など）で在宅生活ができなくなったと回答したかたが最も多くなっています。

高齢者が要介護状態になった場合であっても、住み慣れた地域で安心して生活を継続するために、24時間365日、適切な介護サービスを利用できる体制を整備することが重要です。

5 高齢者の社会参加・生きがいづくりの取組

第1号被保険者への調査では、閉じこもり傾向にある高齢者が全体で14.7%となっています。

充実した高齢期を過ごすためには、趣味や特技、サークル活動等を通じて地域社会と交流できる場、高齢者がこれまでに得た技能や経験を生かしたボランティア活動を通じて、地域や社会を構成する一員として社会貢献できる場を提供し、高齢者の生きがいづくりを促進していくことが重要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念と基本方針

(1) 基本理念

健やかな福祉のまち

ひとり暮らしや高齢夫婦のみ世帯の増加、認知介護（介護をする人もされる人もいずれも認知症を患っているケース）、老老介護（高齢者が高齢者の介護をすること）、認知症高齢者の増加等、ここ10年急速に加速してきた高齢化の波と共に、本市の高齢者を取り巻く環境も大きく変化を続ける中、介護保険制度や各種社会保障制度の適正な運営に努めるとともに、すべての市民が住み慣れた地域で健康を保持し、安心して暮らせるよう、さまざまな施策を展開してきました。

これからも高齢者施策を継続的に推進していくため、第6期計画の基本理念と基本方針を発展的に継承して、「健やかな福祉のまち」を基本理念として掲げます。団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向け、高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの実現を目指します。

基本方針

I 暮らしやすい福祉のまちを目指して

高齢者が快適に暮らせるよう、高齢者の視点を取り入れたまちづくりや住まいづくりを導入します。

II 健やかで安心した生活を目指して

高齢者が家庭や地域において健やかで安心した日常生活が送れるよう、福祉サービス等の質の向上を図ります。

III 共に生きる豊かな福祉社会を目指して

高齢者をはじめ、すべての市民が共に長寿を喜び合い、住み慣れた地域で住み続けられるよう、すべての市民が共につくり、共に支えあう福祉社会づくりを推進します。

(2) 基本目標

基本目標1 地域包括ケアシステムの深化

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、地域の多様な支える力を活用しながら生活支援や介護予防の取組を充実させるとともに、介護と医療の連携等を推進します。また、地域包括支援センターの機能強化を図ります。

基本目標2 福祉サービスの充実

いつまでも健やかで安心した生活が送れるよう、福祉サービスの充実を図ります。

基本目標3 介護保険サービスの充実

在宅介護サービス、施設介護サービスの質の向上を促進します。

基本目標4 健康、社会参加と生きがいつくり

高齢者が健やかで主体的に輝く人生を送ることができるよう、健康づくり、生涯学習、生涯スポーツ、就労、趣味、世代間交流活動等を推進します。

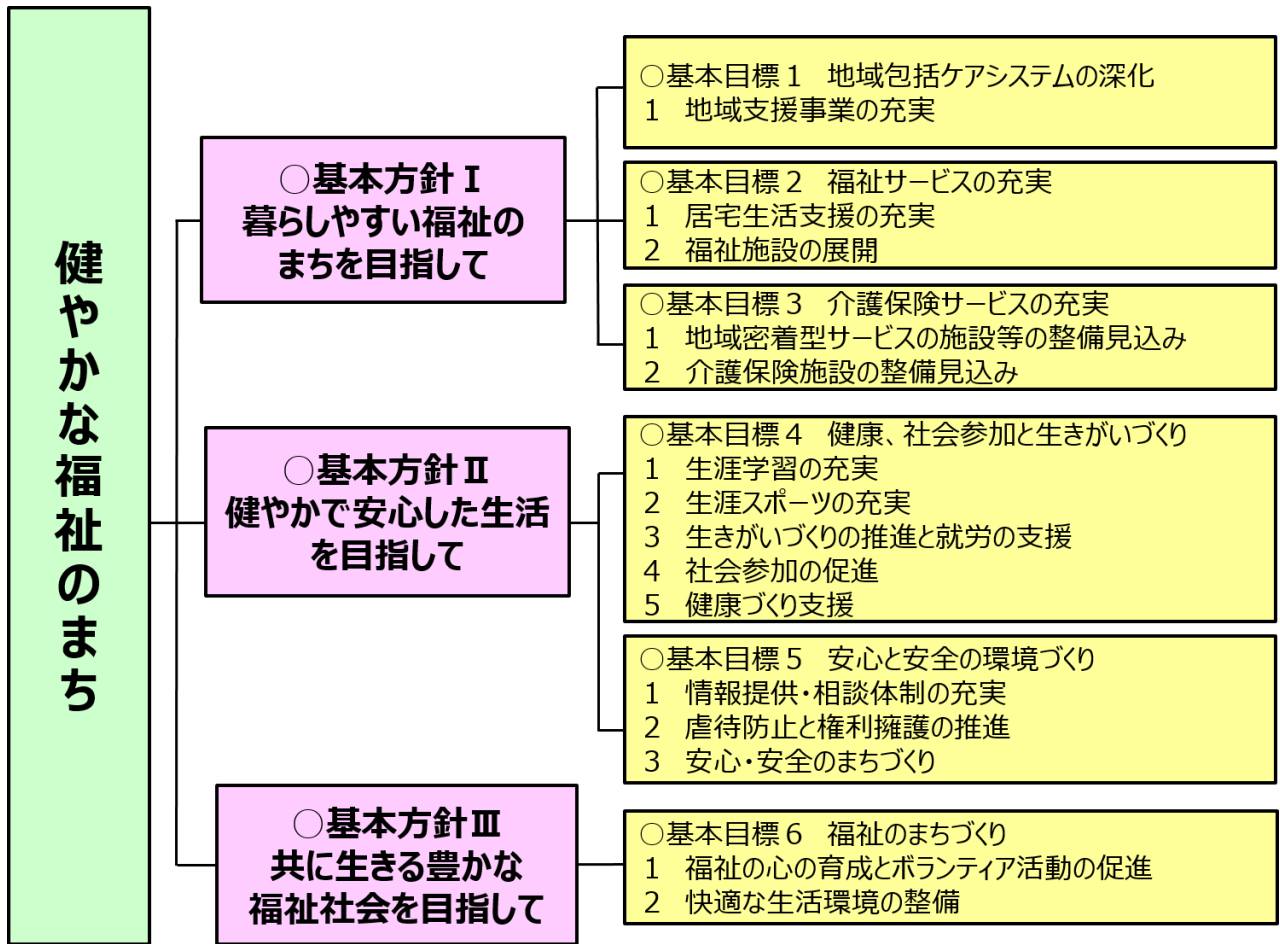
基本目標5 安心と安全の環境づくり

情報提供や相談体制、地域で支え合う体制を充実し、一人一人の権利が守られた、安心して暮らせる環境づくりに努めます。

基本目標6 福祉のまちづくり

福祉の心を育成する福祉教育、福祉学習の充実を図るとともに、高齢者にやさしいまちづくりを行政と市民との協働の中で推進していきます。

(3) 施策体系図



2 市の概要と日常生活圏域の設定

(1) 市の概要

◆ 地理

本市は、関東平野の中ほど、東京都心まで約40kmであり、埼玉県の東部に位置し、南東部をさいたま市及び春日部市、南西部を蓮田市、北部を久喜市、東部を宮代町とそれぞれ接しています。市の南西部には元荒川が流れる等、一級河川7本、準用河川2本、普通河川33本を有し、総面積は24.92km²で、東西は9.8km、南北は6.0kmと東西に長い市域です。また、標高は9mから15m前後となっており、ほとんどが平坦部となっています。

交通面では、都心までを40分程度で結ぶJR宇都宮線が市の中央部を南北に走り、白岡駅、新白岡駅には上下線ともそれぞれ1日100本前後の電車が停車して、市民の通勤・通学の足となっています。また、東北縦貫自動車道、首都圏中央連絡自動車道、国道122号、県道8路線が市内を通過し、東北縦貫自動車道久喜ICや首都圏中央連絡自動車道白岡菖蒲ICにもアクセスが良好であることから、広域的な交通利便性に富んでいます。

◆ 人口

本市の人口は平成29年10月1日現在、52,464人で、土地区画整理事業や民間事業者による宅地開発に伴い、昭和40年代から増加を示してきましたが、現在も人口・世帯数ともに増加傾向にあります。また、平成22年の国勢調査において人口が5万人を超えたことから、平成24年10月に市制施行しています。

人口構成は、65歳未満の人口は減少していますが、高齢者人口（65歳以上）は増加しており、急激な少子高齢化が進んでいます。

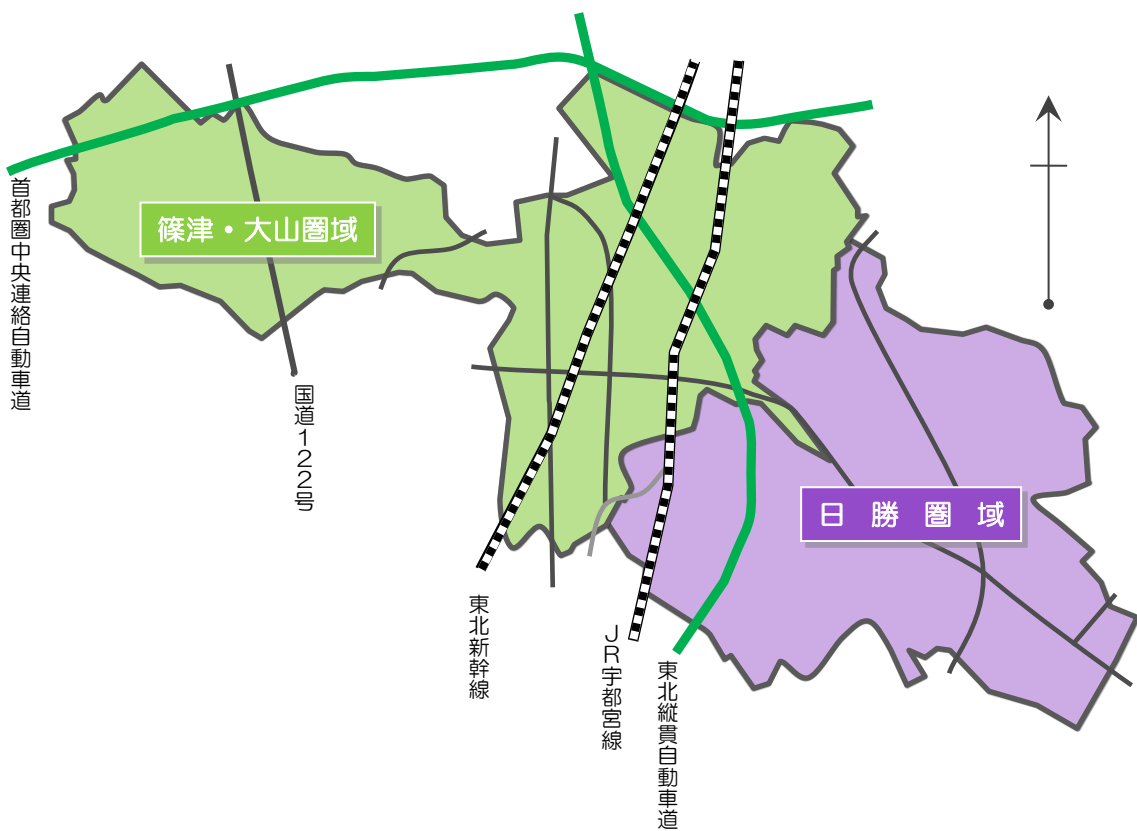
(2) 市の日常生活圏域設定

日常生活圏域とは、介護保険事業の中で、高齢者にとって身近な支援体制を整備するために、地理的条件、人口、交通事情、その他社会的条件、介護保険施設の整備状況等を総合的に勘案し、市町村という行政区域の中のサービスエリアとして定めるものです。

地理的条件やサービス提供の状況、施設の位置等から、これまで2つの圏域を設定し、地域に根ざした支援体制の確立に努めてきました。

第7期計画でもこれまでの日常生活圏域を継承し、施策・事業を推進します。

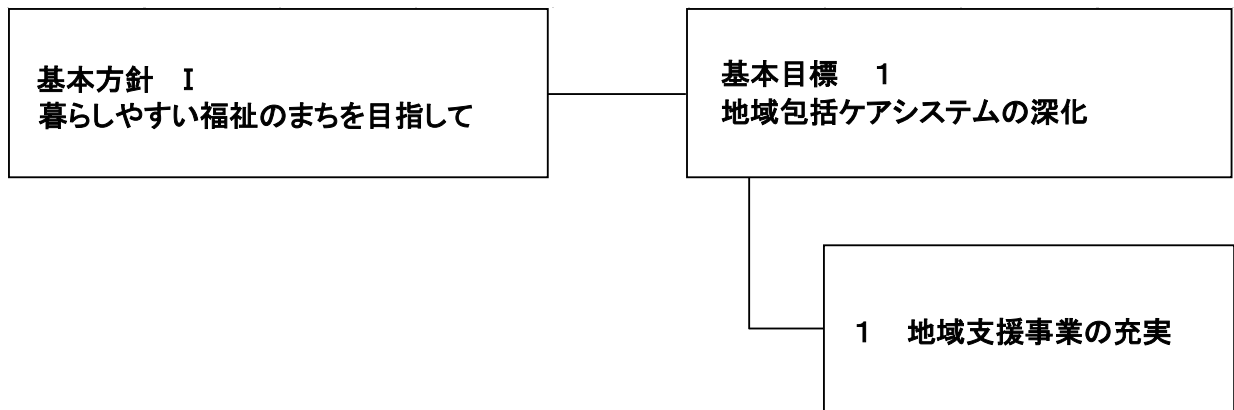
■ 日常生活圏域概略図



日常生活圏域

区分	地区
日勝圏域	岡泉、実ヶ谷、千駄野、小久喜、上野田、下野田、爪田ヶ谷、太田新井、彦兵衛
篠津・大山圏域	篠津、野牛、高岩、新白岡、寺塚、白岡、白岡東、西、柴山、荒井新田、下大崎

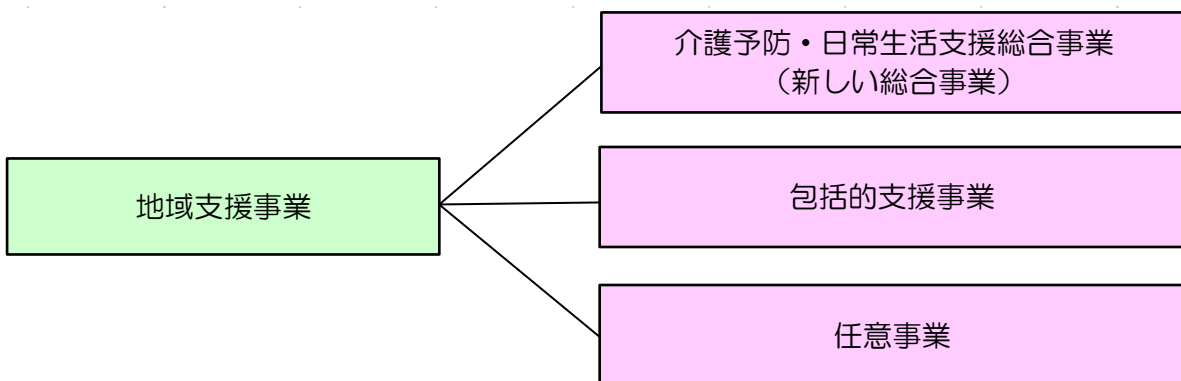
第4章 地域包括ケアシステムの深化



1 地域支援事業の充実

地域支援事業は、高齢者が要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、支援することを目的とした事業です。

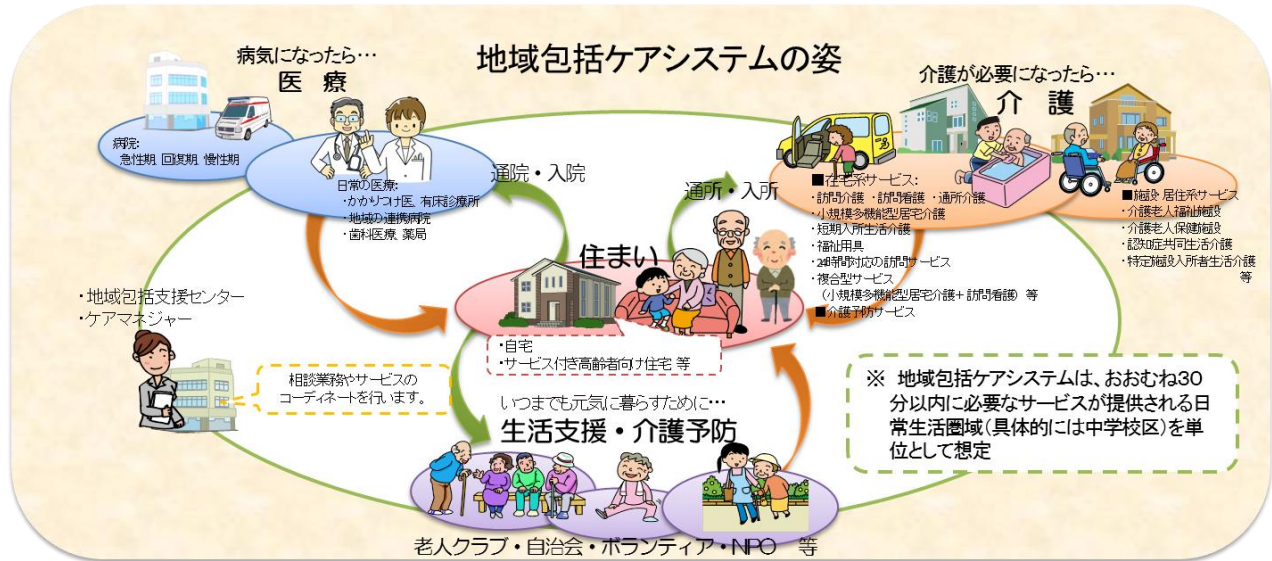
介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の3事業を実施しています。



◆地域包括ケアシステムの深化

「地域包括ケアシステム」とは、団塊の世代が75歳以上となる2025（平成37）年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が日常生活の場で途切れることなく提供できる地域での体制づくりをいいます。

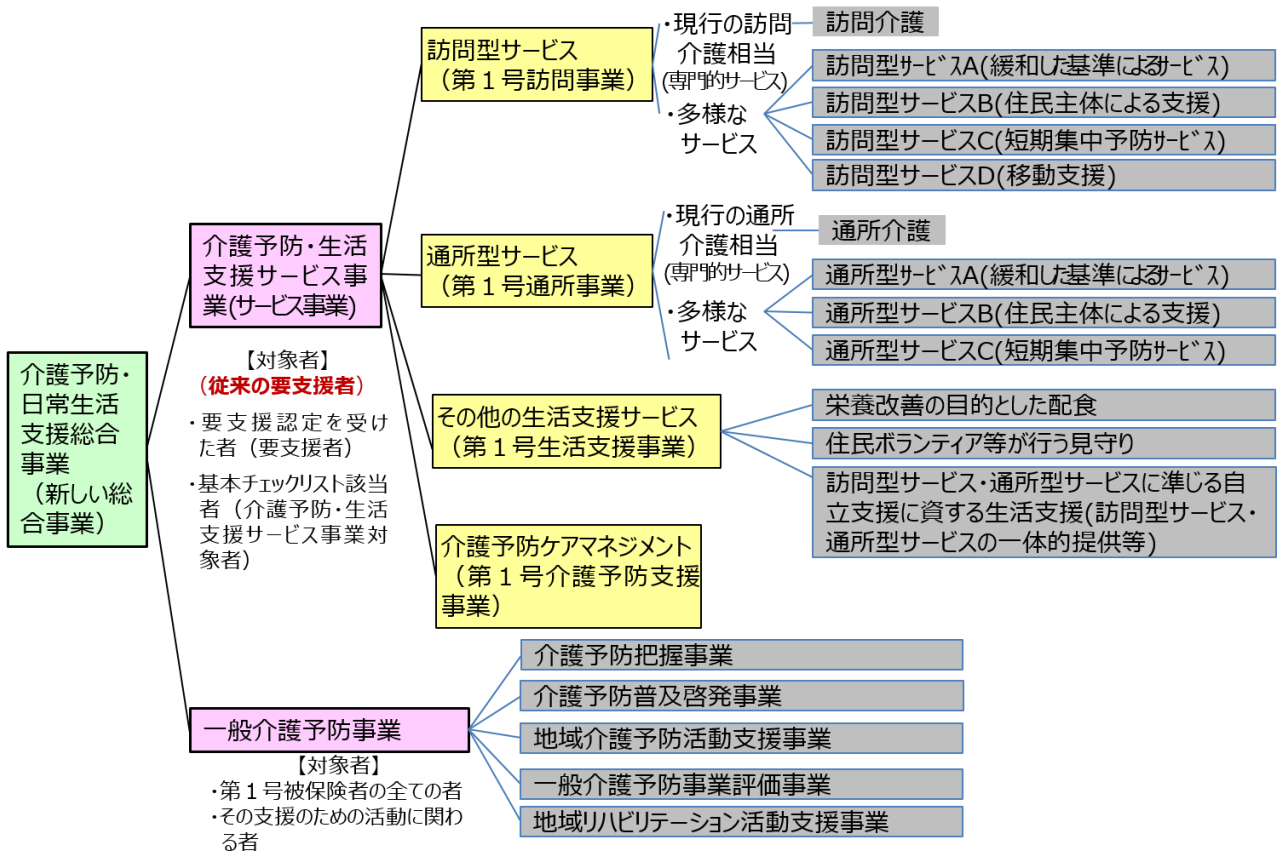
高齢化の進展状況には大きな地域差が生じており、地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてつくりあげていくことが必要です。



(1) 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）

高齢者の多様なニーズに応えるため、平成28年11月、介護予防事業から介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）に移行しました。

この事業では、住民等の多様な主体が参画し多様なサービスを充実することで、被保険者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態の重度化防止及び地域における自立支援のための施策を総合的かつ一体的に行います。



① 介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定を受けたかたや基本チェックリストで該当とされたかたを対象に、介護予防ケアマネジメントをもとに、訪問型サービスや通所型サービス等を提供します。

事業名	訪問介護					
現状	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴や食事等生活の支援を行います。					
今後の方向	現状に引き続き、専門職による支援を要するかたへのサービスとして実施していきます。					
実績と見込	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
利用者数	—	77	472	519	570	627

事業名	訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）					
現状	市独自の基準により実施しているサービスで、主に生活支援サービスを中心にサービス提供しています。					
今後の方向	多様な主体（民間企業・住民・NPO団体等）の参画による支援体制を構築し、要支援者等の状態に適した効果的かつ効率的なサービス提供を行えるようにしていきます。また、ケアマネジャーに周知等して、利用推進を図っていきます。					
実績と見込	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
利用者数	—	—	3	5	8	10

事業名	通所介護					
現状	デイサービスセンターで、食事や入浴等のサービスや、生活行為向上のための支援を行っています。また、目標に合わせた選択的サービスも提供しています。					
今後の方向	現状に引き続き、専門職による支援を要するかたへのサービスとして実施していきます。					
実績と見込	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
利用者数	—	119	674	741	815	896


事業名	通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）					
現状	市独自の基準により実施しているサービスで、各事業所の特徴を生かしたサービスで運営しています。					
今後の方向	多様な主体（民間企業・住民・NPO団体等）の参画による支援体制を構築し、要支援者等の状態に適した効果的かつ効率的なサービス提供を行えるようにしていきます。また、ケアマネジャーに周知等して、利用推進を図っていきます。					
実績と見込	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
利用者数	—	—	72	79	86	94


事業名	通所型サービスC（短期集中予防サービス）					
現状	「いきいきアップ教室」を開催しています。高齢者の自立支援及び要介護状態の重度化防止に向け、専門職のかた（理学療法士・歯科衛生士・管理栄養士）が短期・集中的にトレーニングや栄養面・口腔機能面の講話を行うことで状態の改善を行う教室です。					
今後の方向	ケアマネジャーに周知等して、利用推進を図っていきます。					
実績と見込	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
利用者数	—	16	46	48	51	54

事業名	介護予防ケアマネジメント					
現状	自立支援及び重度化防止を目的として、要支援者及び基本チェックリストの記入内容が事業対象の基準に該当したかたに対して、その心身の状況、おかれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス等が効率的・包括的に提供されるよう援助をしています。					
今後の方向	要介護状態等になることを予防するため、個々の状態に適した介護予防計画を作成していきます。					
実績と見込	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
利用者数	—	118	894	983	1,081	1,189

② 一般介護予防事業

機能回復訓練の実施だけではなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。

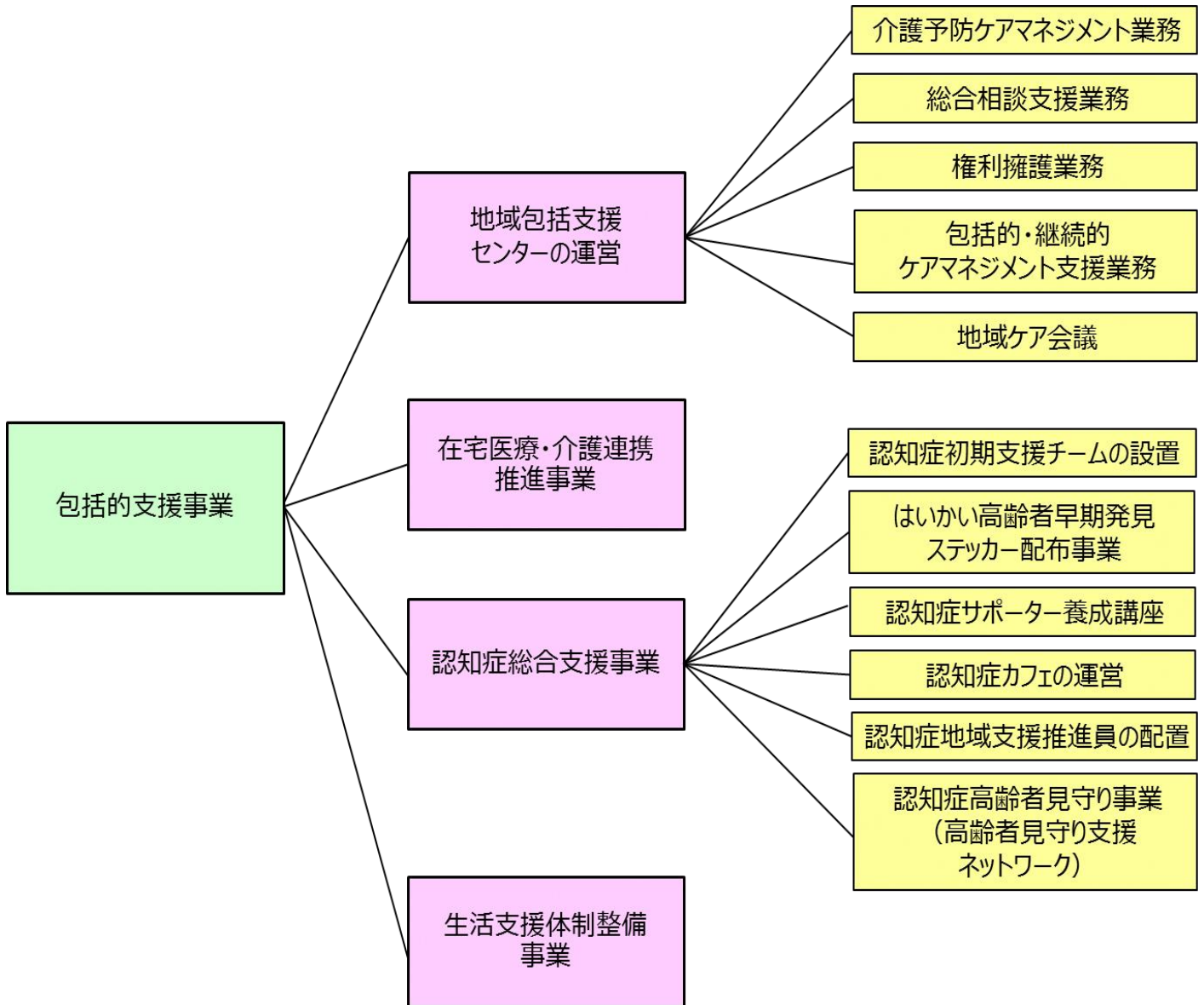
事業名	介護予防普及啓発事業					
現状	<p>「シニア元気アップ教室」を開催しています。トレーニングマシンを用いた筋力向上トレーニングや、ガンバルーンと呼ばれる直径20cmほどの柔らかい球体を用いた健だま運動を行っています。</p> <p>「シニア元気アップ教室」修了者に対しては、運動継続化・習慣化を目的として、フォローアップ事業（フリートレーニング）を実施しています。</p>					
今後の方向	運動プログラムだけではなく、栄養、口腔機能講座、脳トレ等を行い、内容の充実化を図っていきます。					
実績と見込	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
シニア元気アップ教室参加者数	152	161	129	160	160	160
フォローアップ事業参加者数（筋力向上トレーニング）	28,596	30,523	32,886	35,000	37,000	39,000
フォローアップ事業参加者数（健だま運動）	3,131	3,581	3,476	3,500	3,500	3,500

事業名	地域介護予防活動支援事業					
現状	<p>健だま運動指導員やトレーニングサポーター、介護予防体操地域活動者といった介護予防ボランティアの育成及びスキルアップ等を目指した研修を実施しています。</p> <p>また、市で養成した健だま運動指導員を講師役として地域や施設等へ派遣し、健だま運動の普及を図り、地域で自発的に健だま運動を行えるよう活動を支援しています。</p>					
今後の方向	普及啓発を行い、地域で独自に健だま運動を行う団体を充実させます。					
実績と見込	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
健だま運動指導員 研修参加者数	0	新規6 スキルアップ 24 更新32	スキルアップ 30	新規2 スキルアップ 30 更新30	スキルアップ 30	新規2 スキルアップ 30 更新30
トレーニング サポーター養成研修 参加者数	新規2 更新24	0	新規2 更新23	0	新規5 更新25	0
介護予防体操 地域活動者研修 参加者数	—	30	36	30	30	30
健だま運動指導員 派遣回数	16	3	17	16	16	16

事業名	地域リハビリテーション活動支援事業					
現状	市内で活動している住民団体を対象に、リハビリ専門職（理学療法士）を派遣して、介護予防のためのトレーニングを実施しています。					
今後の方向	住民団体への周知啓発を行い、派遣回数の増加を図ります。また、リハビリ関係機関と調整し、運動メニューの充実化を図ります。					
実績と見込	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
派遣回数	—	—	6	12	18	24

(2) 包括的支援事業

包括的支援事業は、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するための事業です。

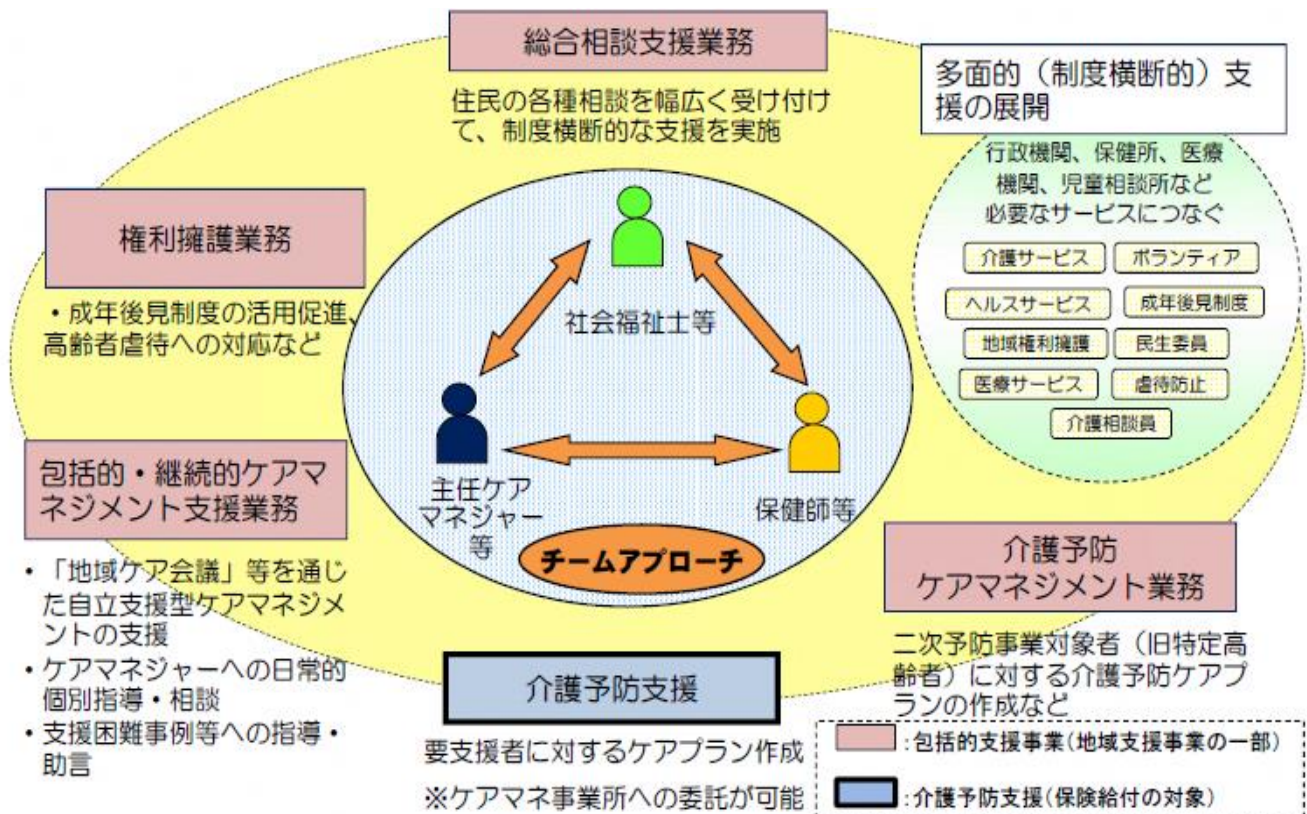


① 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターは、地域の高齢者の暮らしや健康等を総合的に支援する機関として、圏域ごとに1か所ずつ設置されています。

以下に掲げる事業のほか、在宅医療・介護連携推進事業への協力、認知症カフェの実施、認知症初期集中支援チームとの連携、はいかい高齢者声かけ模擬訓練の実施、生活支援体制整備協議体への出席、配食サービス事業の調査等を実施しています。

平成28年度から、地域住民向けの出前講座や介護予防教室を独自で取り組んでいます。




事業名	介護予防ケアマネジメント業務					
現状	自立支援を目的として、要支援認定者に対して介護予防サービス等が効率的・包括的に供給されるよう援助しています。					
今後の方向	引き続き、要支援認定者に対して適切なサービスを提供できるよう援助していきます。					
実績と見込	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
利用者数	2,716	2,708	1,992	1,792	1,612	1,450

事業名	総合相談支援業務					
現状	高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるようにするため、医療、介護及び福祉に関するさまざまな相談を受け、内容に適した情報提供や関係機関等へつなげていく事業を実施しています。					
今後の方向	引き続き、相談の受付及び対応ができるよう体制を整備していきます。					
実績と見込	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
相談件数	1,262	1,170	1,200	1,250	1,300	1,350

事業名	権利擁護業務					
現状	高齢者に対する虐待の防止及び早期発見のための取組や判断能力が低下した高齢者を支援するための相談、成年後見制度についての情報提供を行う支援事業を行っています。					
今後の方向	引き続き、相談の受付及び対応のできる体制を整備していきます。					
実績と見込	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
相談件数	62	21	12	10	10	10

事業名	高齢者の虐待防止					
現状	高齢者の安全な生活を確保するため、各関係機関と連携しながら高齢者虐待の早期発見及び早期対応を行い、養護者についても支援を行っています。					
今後の方向	高齢者・障害者虐待防止ネットワーク運営委員会を年1回程度開催します。 また、高齢者の安全な生活を確保するため、各関係機関と連携しながら高齢者虐待の早期発見及び早期対応、養護者についての支援も行っていきます。					
実績と見込	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
高齢者・障害者虐待防止ネットワーク運営委員会実施回数	1	0	1	1	2	2

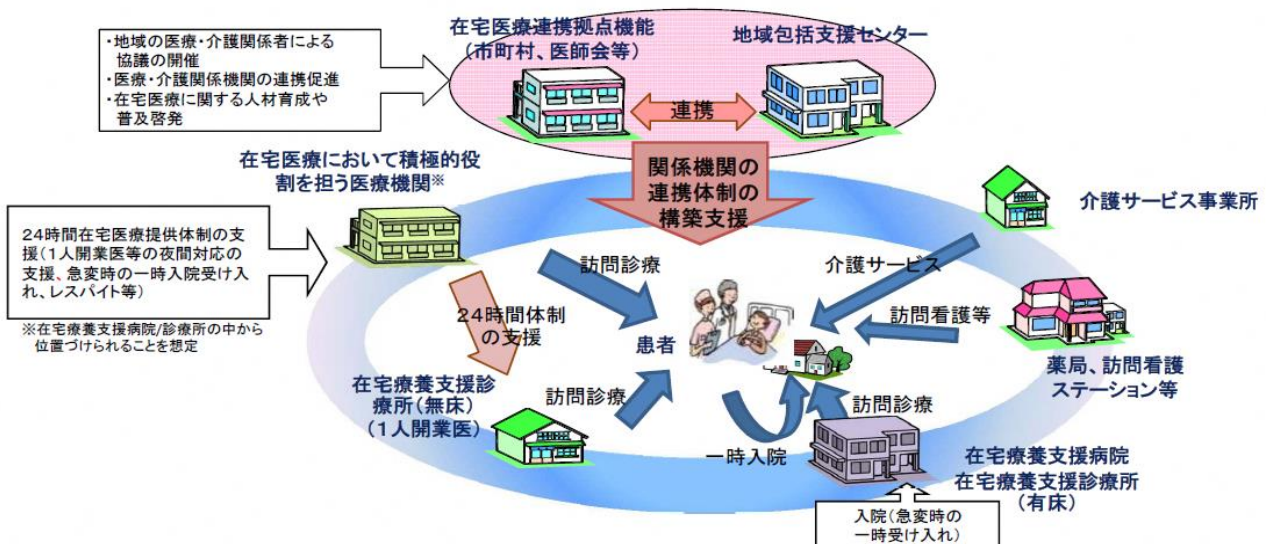
事業名	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務					
現状	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるようさまざまな関係機関とのネットワークづくりを推進し、また、市内のケアマネジャーに対して、資質の向上を目的とした研修会の実施や困難事例等に関する相談・助言等の支援を行っています。					
今後の方向	引き続き、多職種間のネットワークづくりやケアマネジャーへの支援を行い、介護支援専門員研修会以外にも、気軽にケアマネジャーと地域包括支援センター職員が集える場（機会）を設けていきます。また、ケアマネジャーの資質の向上により、介護人材の定着につなげていきます。					
実績と見込	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
研修開催回数	4	4	4	4	4	4

事業名	地域ケア会議					
現状	<p>地域ケア会議は3層構造として実施しており、1層・2層で地域包括支援センターと関係者による個別支援についての検討を行います。</p> <p>個別支援の検討からみえた課題のうち地域への課題とつながられるものについては、市主催の地域ケア会議（3層）へ提言し、政策形成を行っています。</p> <p>平成28年度までは、地域包括支援センター主催による個別ケース会議を地域ケア会議に位置づけ、圏域ごとに年2回実施しました。</p>					
今後の方向	<p>個別事例において、多職種の視点を加えたケアマネジメント支援を検討し、併せて会議であがった検討事項等から地域課題についての把握を行い、生活支援体制整備事業への提言や介護保険事業計画への反映につなげていきます。</p> <p>従来のケア会議（地域包括支援センター主催・市主催）を統合した、自立支援型地域ケア会議を実施していきます。</p>					
実績と見込	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
開催回数	4	4	5	12	12	12

② 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、平成27年11月に蓮田市、宮代町及び本市の2市1町による共同事業実施の協定を締結し、地域の医療・介護の関係者が連携し、包括的かつ継続的な医療と介護を一体的に提供できる体制の構築を図っています。

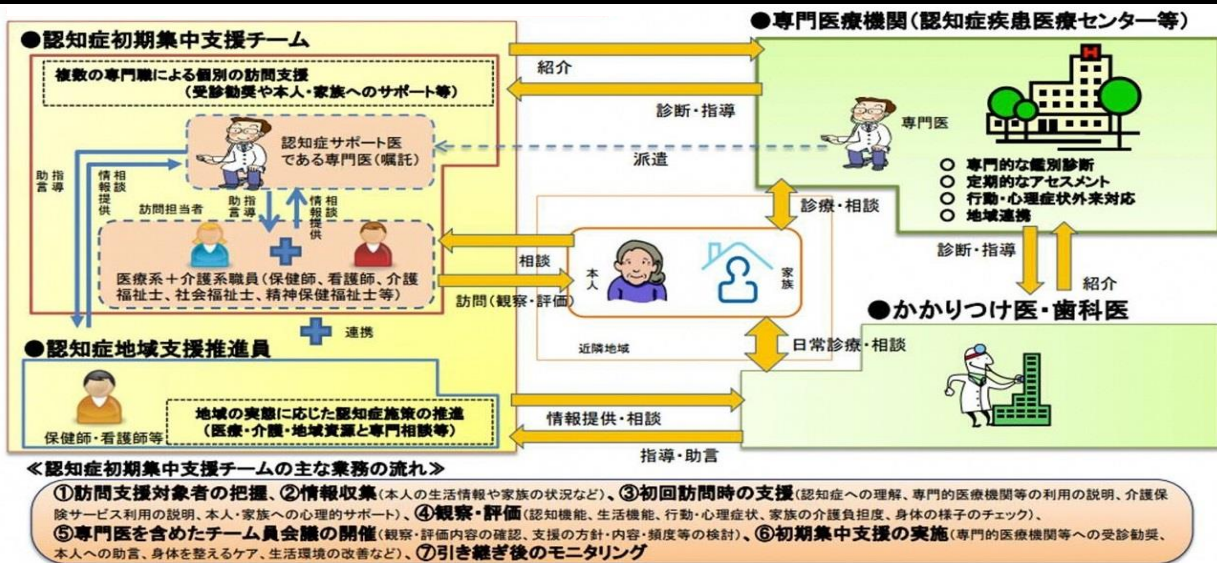
事業名	在宅医療・介護連携事業					
現状	<p>地域の医療・介護の資源を把握するため、医療機関、介護事業所等の関係機関に対し、住所・連絡先、機能等の情報のアンケート調査を実施し、得られた情報を医療・介護関係者、地域包括支援センター等と共有及び活用を図っています。</p> <p>在宅医療と介護の連携に関する地域の課題を抽出し、その対応策を検討する多職種による連携会議を開催しています。</p> <p>地域の在宅医療・介護関係者への情報共有の支援として、ICTを活用した情報共有ツールの導入について検討、検証、普及啓発を図っています。</p> <p>地域の医療・介護関係者の連携を実現するため、多職種によるグループワーク等を活用した研修会を開催しています。</p>					
今後の方向	<p>平成30年度から、久喜市を含めた3市1町において、在宅医療・介護連携を支援する連携拠点（相談窓口）を南埼玉郡市医師会と連携して設置・運営し、地域の在宅医療・介護関係者、地域包括支援センター、患者・利用者及びその家族等からの在宅医療・介護連携に関する相談の受付や地域医療関係者と介護関係者の連携調整を行います。</p> <p>また、ホームページへの掲載やリーフレットの作成等により、在宅医療・介護連携に関する取組や連携拠点（相談窓口）の普及啓発を図ります。</p>					
実績と見込	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
在宅医療連携会議・研修会（回数）	6	6	6	6	6	6



③ 認知症総合支援事業

今後急速な増加が見込まれる認知症高齢者とその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関が連携し、包括的な支援を推進しています。また、若年性認知症や高次脳機能障害等に対する理解の啓発や、当事者への切れ目のないサービス提供を行えるよう障がい福祉担当課と連携しながら支援体制の整備を行います。


事業名	認知症初期集中支援チーム					
現状	平成28年6月に専門職（医師、保健師・看護師等の医療系専門職、介護系専門職）で構成されたチームを発足し、早期に認知症の診断を行い、速やかに適切な医療や介護が受けられるよう認知症高齢者の初期対応を行っています。					
今後の方向	認知症初期集中支援チームの啓発、認知症に対する理解を促し、地域包括支援センターとの連携による認知症高齢者の早期発見、早期対応を実現していきます。					
実績と見込	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
支援者数	—	1	3	5	7	10



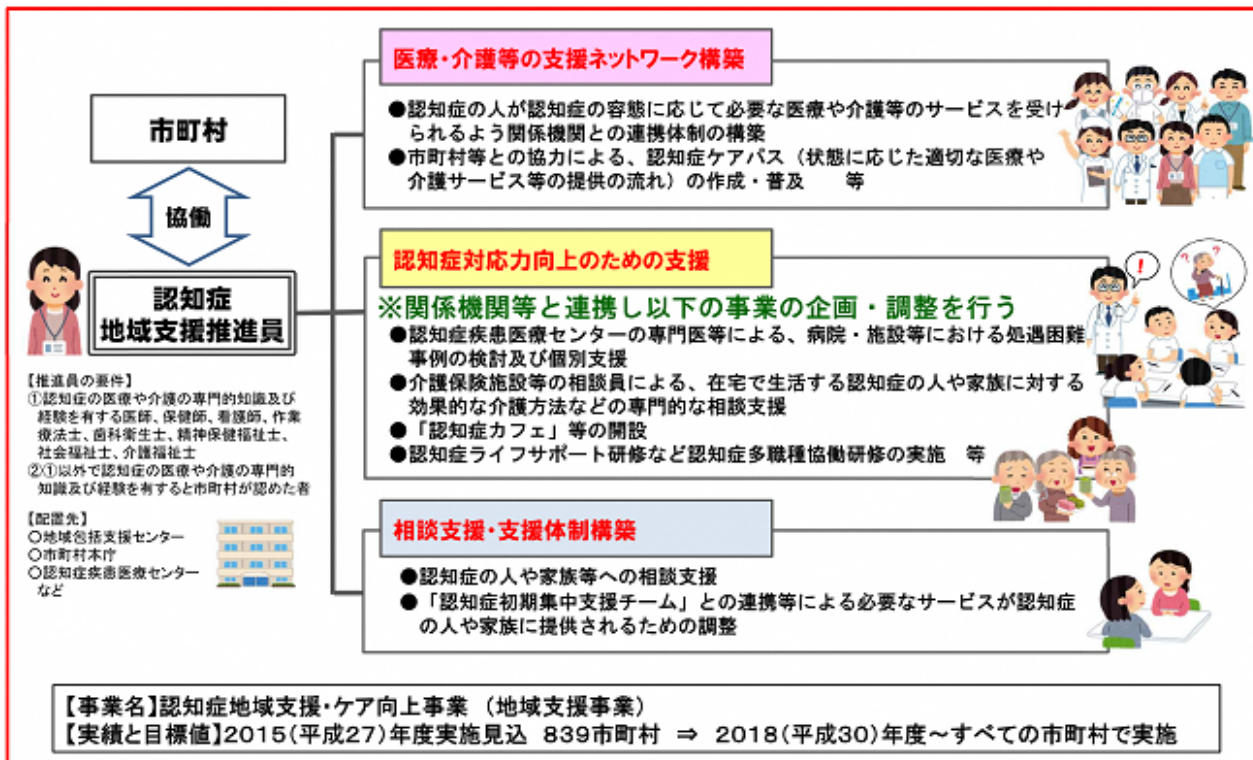
事業名	はいかい高齢者ステッカー配布事業					
現状	認知症状や高次脳機能障害等によるはいかい行為がみられるかたが、行方不明になった場合に、早期発見・事故の未然防止、その家族の精神的負担の軽減を図るため、平成29年4月からQRコード付きのステッカーを配布しています。					
今後の方向	市民等への説明会や広報・ホームページ等を利用した普及啓発を図り、ステッカーの利用促進に努めていきます。					
実績と見込	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
利用者数	—	—	5	5	7	10

事業名	認知症サポーター養成講座実施事業					
現状	認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症高齢者やその家族を温かく見守る応援者となる認知症サポーターを養成するための講座を実施しています。					
今後の方向	市主催による認知症サポーター養成講座を定期的を開催し、市民のかたが受講しやすい環境を整えます。					
実績と見込	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
認知症サポーター養成講座 (養成人数)	274	235	250	250	250	250

事業名	認知症高齢者声かけ模擬訓練					
現状	認知症や高次脳機能障害のかた等のはいかいによる事故を未然に防ぎ、地域の見守り力を高めるため、はいかい高齢者の気持ちに寄り添った声かけ模擬訓練を実施しています。					
今後の方向	認知症高齢者声かけ模擬訓練を定期的を開催することで、はいかい行為を行う当事者の気持ちの理解、早期発見・保護に対する課題を共有し、地域で支え合える力を高められるよう取り組んでいきます。					
実績と見込	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
参加者数	—	65	70	80	80	80

事業名	認知症カフェの運営					
現状	<p>認知症になっても住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を継続していくことや、介護している家族の介護負担の軽減及び意見交換等を図るため、認知症高齢者や介護している家族、地域住民や医療・介護の専門職のかた等が気軽に集える場となる認知症カフェの開催を支援しています。</p>					
今後の方向	認知症高齢者や介護している家族が、地域住民や医療・介護の専門職のかたと互いに情報を共有し、地域のつながりを持つ場として開催されるよう支援します。					
実績と見込	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
開催箇所数	3	5	7	8	9	10

事業名	認知症地域支援推進員の配置					
現状	認知症地域支援推進員は、認知症の専門的知識や経験を有した医師や保健師、社会福祉士等が要件とされ、認知症対応力向上のための支援、医療・介護等の支援ネットワークや相談支援体制の構築のため、各地域包括支援センターと市でそれぞれ1名ずつ配置しています。					
今後の方向	引き続き、認知症施策を中心的に推進していくため、同人数を配置します。					
実績と見込	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
配置者数	3	3	3	3	3	3



事業名	認知症高齢者見守り事業（高齢者見守り支援ネットワーク）					
現状	市内で活動している団体や民間事業者と連携し、地域で異変のあるかたや、何らかの支援を要する高齢者を発見した際に、市へ連絡をしています。 以前からも民生委員から情報提供がありましたが、ネットワーク締結後も民生委員や行員からの情報提供が引き続きあります。					
今後の方向	ネットワーク賛同団体を対象とした研修会を開催（年1回程度）し、見守り支援に対する認識の規範的統合を行います。 また、引き続き賛同団体を増やしていけるよう普及啓発を行います。					
実績と見込	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
ネットワーク賛同団体登録数	—	42	45	47	50	52

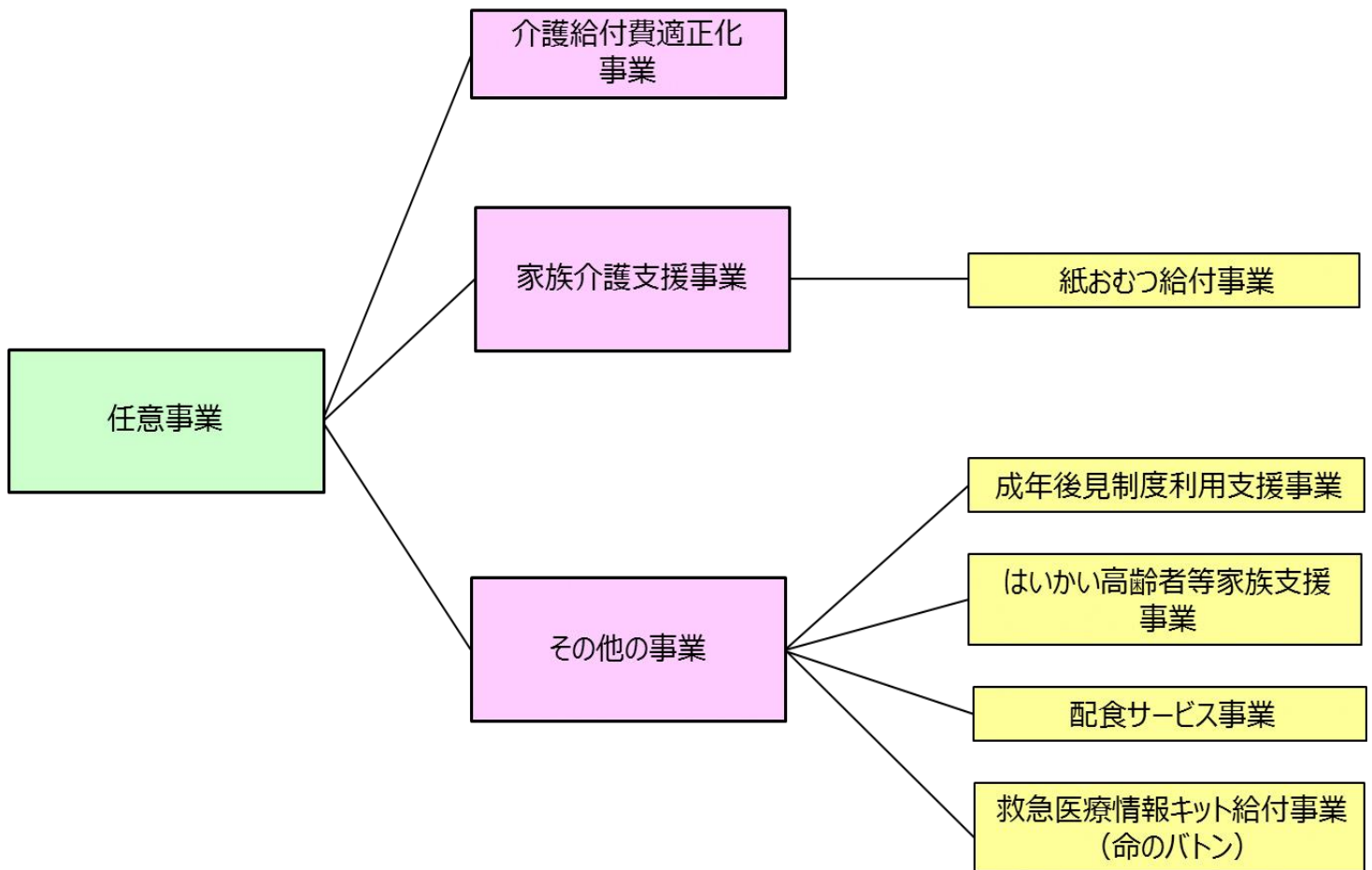
④ 生活支援体制整備事業

住民主体の活動団体、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、民間企業等の生活支援サービスを担う多様な事業主体と連携を図りながら、高齢者を中心とした地域住民が地域社会にかかわり、地域の互助を高め、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを推進します。

事業名	生活支援体制整備事業					
現状	<p>○生活支援コーディネーター</p> <p>高齢者の生活支援・介護予防の基盤を構築していくことを目的として、担い手や生活支援サービスの発掘、介護予防活動の組織化・ネットワーク化、支援が必要な高齢者をサービスにつなげること等、第1層生活支援コーディネーターを配置し地域に共通する課題への対応や生活支援サービスの提供体制の構築に努めています。</p>					
	<p>○生活支援体制整備協議体（ささえあいミーティング白岡）</p> <p>地域包括支援センターや地域の関係者、関係団体、生活支援サービスを提供する団体等で構成する第1層生活支援体制整備協議体を設置・運営し、担い手や生活支援サービスの発掘、介護予防活動の組織化・ネットワーク化、支援が必要な高齢者をサービスにつなげること等、生活支援コーディネーターの補完組織として、地域に共通する課題への対応や生活支援サービスの提供体制の構築に努めています。</p>					
今後の方向	<p>地域における課題の抽出や課題解決のためのサービスの発掘を推進し、生活支援サービスや介護予防サービス等の地域における多様なサービスの基盤整備を行います。</p> <p>活動区域（日常生活圏域）を小学校区域とする第2層の生活支援コーディネーター及び生活支援体制整備協議体を配置し、課題の抽出を小地域ごとに行い、第1層と連携しながら、対応策の検討を行います。</p>					
実績と見込	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
協議体実施回数	—	5	5	6	6	6

(3) 任意事業

任意事業は、必要に応じ、各自治体の判断で実施する事業です。



① 介護給付費適正化事業

持続可能な介護保険制度の構築や、制度の信頼度を高めるため、利用者に対する適正な介護サービスを確保し、不適切な給付の削減等を実施します。

事業名	介護給付費適正化事業
現状	<p>真に必要な介護サービス以外のサービスが提供されていないかの検証等を行い、介護給付費の適正化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定の適正化（認定調査状況のチェック） ・ケアプランの点検 ・住宅改修等の点検 ・医療情報との突合（12か月実施） ・縦覧点検 ・介護給付費通知
今後の方向	<p>市内全ての居宅介護支援事業所のケアプラン点検を行う等、さらなる介護給付費の適正化に努めます。また、国保連の給付実績の活用について検討します。</p>

② 家族介護支援事業

高齢者を介護している家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減や、要介護高齢者の在宅生活の継続・向上を図るためのサービスを提供します。


事業名	紙おむつ給付事業					
現状	経済的負担の軽減を図るため、要介護認定を受けた高齢者を介護する家族に対して、紙おむつ等の支給を行っています。					
今後の方向	平成29年度から要支援認定者については対象から除外とし、要介護認定者のみ給付を行います。					
実績と見込	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
登録者数	247	245	285	299	311	323

③ その他の事業

事業名	成年後見利用支援事業					
現状	低所得者で、成年後見制度の利用が必要なかたに対して、市長申立に係る費用を助成しています。					
今後の方向	成年後見制度の利用促進を図ります。					
実績と見込	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
助成件数	—	—	1	1	1	1

事業名	はいかい高齢者等家族支援サービス事業					
現状	市内在住の認知症及び高次脳機能障害等ではいかい行為がみられるかたを介護している家族へ、GPS機能をもった端末機を貸与し、当事者がはいかいした際、端末の位置情報を検索し、早期発見・早期保護を行っています。					
今後の方向	事業の説明を徹底したうえで、利用の促進へつなげていきます。					
実績と見込	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
利用者数	1	2	3	3	3	3

事業名	配食サービス事業					
現状	在宅で生活をするかたのうち、老衰、傷病等の理由により食事の調理が困難である高齢者のかたを対象に、安否確認を含めた食事の提供を行っています。					
今後の方向	事業内容の確認を行ったうえで、適正な事業運営を行っていきます。					
実績と見込	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
利用者数	660	687	745	750	803	859

事業名	救急医療情報キット給付事業（命のバトン）					
現状	ひとり暮らしの高齢者が、病気やケガをされ救急搬送をされた場合に、服用薬等の重要な医療情報をコンパクトに収納し、医療従事者に伝えるものです。					
今後の方向	引き続き、ひとり暮らし等の要援護者に配布していきます。					
実績と見込	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
申請件数	6	6	10	10	10	10

コラム

「お守り認定」はご遠慮ください

介護保険のサービスを利用するには、要介護認定が必要です。そのため、何かあったときのために、あらかじめ認定を取っておこうとするかたがいらっしゃいます。これを「お守り認定」といいます。

緊急で認定を受ける必要のあるかたの認定が遅れたり、元気なうちに認定を受けても介護度が低めに認定され、利用できるサービスに制限が出たり、サービスを利用する前に認定の有効期間が切れたりすることがあります。

要介護認定の適正化にご協力ください。



第5章 福祉サービスの充実



基本方針 I
暮らしやすい福祉のまちを目指して

基本目標 2
福祉サービスの充実

1 居宅生活支援の充実

2 福祉施設の展開

1 居宅生活支援の充実

事業名	緊急時通報システム					
現状	<p>ひとり暮らしの高齢者等を対象に、ボタン1つで受信センターを経由して救急要請が可能な専用通報機を貸与します。</p> <p>受信センターには、看護師等が24時間体制で常駐し、必要に応じて緊急活動や健康相談を実施し、月1回の定期的な安否確認を行っています。</p> <p>新規利用者数は横ばい傾向で、ひとり暮らし高齢者等、高齢者のみの世帯の増加により利用者の増加が見込まれます。</p>					
今後の方向	ひとり暮らし高齢者等、高齢者のみの世帯の増加により利用者の増加が見込まれており、定期的な安否確認を含め緊急時において、ひとり暮らしの高齢者等の不安を解消するとともに、緊急時の円滑な対応を図るために積極的に事業を推進していきます。					
実績と見込	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
設置台数 (うち新規)	273 (52)	308 (55)	320	345	370	395

事業名	車いす利用者等の移送サービス					
現状	<p>白岡市社会福祉協議会では、日常的に車いすを使用しているかたや歩行が著しく困難なかたの日常生活上の利便性向上、社会参加活動、生活圏拡大を推進するため、「☆しらおか☆おでかけサポート」が行われています。</p> <p>また、福祉車両（車いすごと搬送できる乗用車）の貸し出しも行っていきます。</p>					
今後の方向	白岡市社会福祉協議会で実施している車いす利用者等の移送サービス事業の周知に努め、利用促進を図ります。					
実績と見込	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
運転手付き（件）	66	65	80	80	80	80
福祉車両貸出（件）	4	14	20	20	20	20

事業名	福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）					
現状	<p>埼玉県社会福祉協議会から委託を受け、白岡市社会福祉協議会が実施している事業です。</p> <p>生活していくうえで、ひとりで判断することに不安のある高齢者や知的障がい、精神障がいのあるかたが、安心して生活が送れるように定期的に生活支援員が訪問し、福祉サービスの利用援助や手続き等の支援を行っています。</p>					
今後の方向	<p>今後、団塊世代の高齢化、独居高齢者の増加に伴い、利用者の増加が見込まれます。</p> <p>利用者の増加に対応できるように生活支援員の養成を行い人員確保、支援体制の整備を推進していきます。</p> <p>また、引き続き広報紙等で事業の周知を行い、利用促進を図ります。</p>					
実績と見込	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
65歳以上の契約者 (人)	4	3	4	5	6	7
全契約者数 (人)	7	7	8	9	10	11

2 福祉施設の展開

施設名	養護老人ホーム
現状	養護老人ホームは、環境上の理由及び経済的理由により、在宅での生活が困難な方が措置により入所する施設です。
今後の方向	入所措置にあたって入所対象者の生活環境や心身の状況を把握し、引き続き適正な対応を図ります。

施設名	ケアハウス
現状	ケアハウスは、身体機能の低下や独立して生活することに不安がある高齢者が入居する施設です。 市内には1か所（定員30人）設置されています。
今後の方向	高齢者の多様な住まいの一形態であり、入所対象者が原則として介護の必要のない人であることから、利用定員については、現状を維持します。

施設名	有料老人ホーム
現状	有料老人ホームは、入浴、排せつ、食事の介護、食事の提供等のサービスが提供される施設です。 市内には2か所（131戸）設置されています。
今後の方向	必要に応じ、整備に努めます。

施設名	サービス付き高齢者向け住宅
現状	サービス付き高齢者向け住宅は、バリアフリー化された住宅で、状況把握サービスや生活相談サービスが提供されるほか、事業者の選択により、入浴、排せつ、食事の介護、食事の提供、調理・洗濯・掃除等の家事、心身の健康の維持・増進に関するサービスが提供されます。 市内には4か所（202戸）設置されています。
今後の方向	必要に応じ、整備に努めます。

施設名	老人福祉センター					
現状	高齢者の健康の保持増進、教養向上及びレクリエーション等のための便宜を総合的に図る施設として設置されています。					
今後の方向	各クラブ活動の拠点や広域利用者の集いの場として、健康増進と生きがいつくりの拠点としての利用促進を図ります。					
実績と見込	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
延利用人数	37,271	34,863	32,200	32,200	32,200	32,200

コラム

在宅生活の限界点を高めるサービス ～夜間対応型訪問介護と定期巡回・随時対応型訪問介護看護～

なるべく自宅で世話をしたいけれど、夜中の介護がたいへんと感じているかたはいらっしゃいませんか？

要介護状態となっても、可能な限り自宅で過ごすことができるよう、夜間や24時間、利用できるサービスがありますのでご紹介します。

○夜間対応型訪問介護

定期巡回又は通報により夜間に居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護を行います。

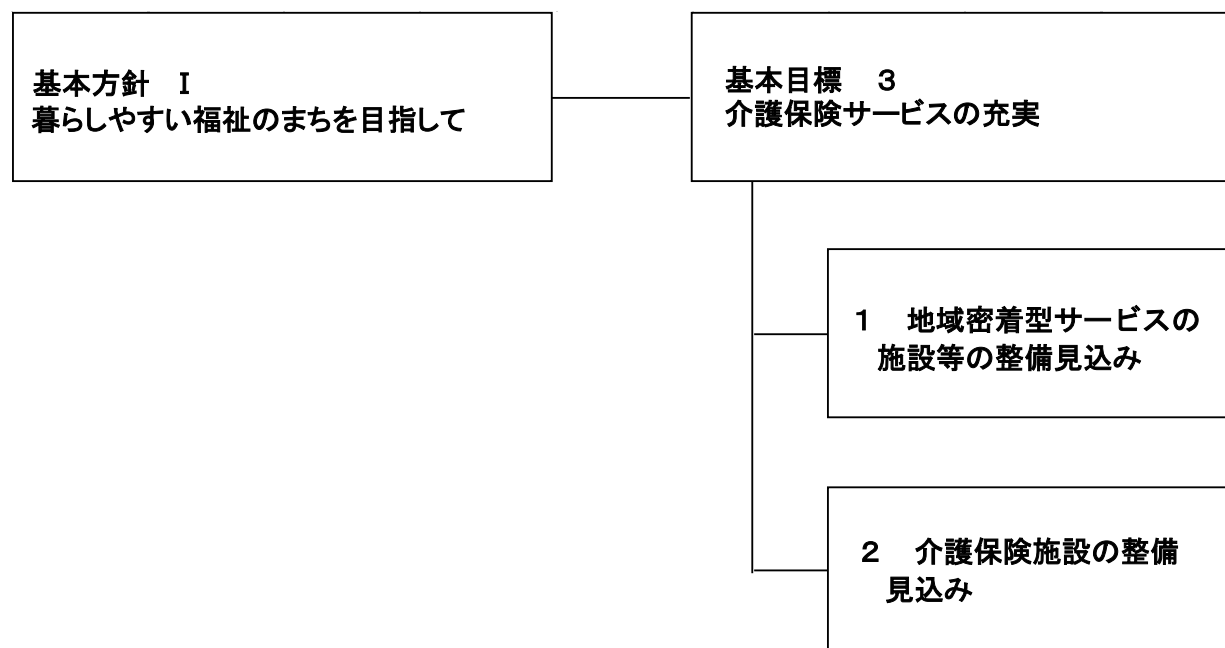
○定期巡回・随時対応型訪問介護看護

24時間、定期巡回又は通報により居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

それぞれ、介護度が要介護1以上のかたが利用できます。
これらのサービスの利用について、ぜひご検討ください。



第6章 介護保険サービスの充実



1 地域密着型サービスの施設等の整備見込み

地域密着型サービスについては、サービスの利用状況から、本計画期間中は看護小規模多機能型居宅介護を公募により整備します。

■ 指定事業所数と整備の方針

サービス種類	指定事業所数 (内、市外指定)	整備の方針
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1か所 (1か所)	なし
夜間対応型訪問介護	1か所 (1か所)	なし
地域密着型通所介護	9か所 (4か所)	必要に応じて検討
介護予防認知症対応型通所介護	1か所	なし
認知症対応型通所介護		
介護予防小規模多機能型居宅介護	1か所	なし
小規模多機能型居宅介護		
介護予防認知症対応型共同生活介護	4か所 (1か所)	なし
認知症対応型共同生活介護		
地域密着型特定施設入居者生活介護	—	必要に応じて検討
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1か所	なし
看護小規模多機能型居宅介護	—	1か所

■必要利用定員総数

サービス種類	圏域	平成30年度	平成31年度	平成32年度
認知症対応型共同生活介護	日勝	81人	81人	81人
	篠津・大山			
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	日勝	20人	20人	20人
	篠津・大山			

2 介護保険施設の整備見込み

市内の介護保険施設は、介護老人福祉施設4か所、介護老人保健施設1か所が整備されています。

本計画期間中は、サービスの利用状況から、既存のサービスで対応を図ることとします。

■施設整備状況と方針

サービス種類	整備状況	整備の方針
介護老人福祉施設	4か所	なし
介護老人保健施設	1か所	なし
介護療養型医療施設	—	なし
介護医療院	—	なし



第7章 健康、社会参加と生きがづくり

基本方針 II
健やかで安心した生活を目指して

基本目標 4
健康、社会参加と生きがづくり

1 生涯学習の充実

2 生涯スポーツの充実

3 生きがづくりの推進
と就労の支援

4 社会参加の促進


5 健康づくり支援

1 生涯学習の充実

事業名	生涯学習の推進
現状	<p>高齢者を含む市民の生涯学習への参加意欲が高まっていることから、市民の学習ニーズを把握し、多種多様な講座メニューを提供しています。</p> <p>また、平成30年10月1日の開館に向けて白岡市生涯学習センター「こもればの森」の整備を推進しています。</p>
今後の方向	<p>平成30年10月1日に白岡市生涯学習センター「こもればの森」が開館します。</p> <p>この新たな拠点を中心に「ペアーズ！しらおか」のさらなる充実を図り、既存施設を含め、市民の学習活動の一層の活性化を図ります。</p> <p>また、子どもから高齢者まで幅広い世代の学習ニーズに対応できるよう多様な学習メニューを提供し、学びのきっかけづくりや仲間づくりを支援するとともに、生涯学習情報誌である「生涯学習ガイド」の内容の充実を図り、より分かりやすい情報発信に努めます。</p> 

事業名	指導者リーダーの育成
現状	<p>各分野で専門的な知識を持つボランティア精神を踏まえた個人や団体「ペアーズバンク」の登録をいただいています。</p> <p>市民からの要望に応じて、講師情報の提供や市内で活動するサークルの紹介を始め、ペアーズアカデミーや公民館講座の講師の選定等に利用されています。</p>
今後の方向	<p>「ペアーズバンク」への登録を促進し、高齢者を始めとする市民が持つ知識や技術・経験を多くの市民に還元し、学びの循環を地域につくり、将来の地域発展につなげる環境整備に努めます。</p> <p>また、「ペアーズバンク」を活用して市民と協働で講座等の企画・運営を行うことにより、高齢者のやりがい・生きがいづくりや異年齢間の交流ができるよう支援します。</p>

2 生涯スポーツの充実

事業名	スポーツ・レクリエーション活動の普及促進					
現状	<p>幅広い年齢層が気軽に参加でき、体力・健康づくりや参加者相互の交流を図るため、年間を通してさまざまな生涯スポーツ教室や大会を実施しています。</p> <p>また、開催場所を固定せず、多くの市民が参加できるようにしています。</p>					
今後の方向	<p>多様化する市民のニーズを把握し、子どもから高齢者、障がいのあるかた等誰もが気軽に参加できる事業を提供します。</p> <p>また、参加者の健康・体力づくりに対する意識の醸成や世代間・地域間の交流が深まるよう事業内容の充実に努めます。</p>					
実績と見込	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
参加者数(人)	219	249	250	280	310	340

事業名	指導・相談体制の充実					
現状	<p>平成29年8月現在、スポーツ推進委員は18人で、30歳代～70歳代の委員が生涯スポーツの教室等を企画・運営しています。</p> <p>また、スポーツ推進委員が参加者の状況に応じた適切な指導ができるよう各種研修会やさまざまな生涯スポーツの実技研修会に参加しています。</p>					
今後の方向	<p>子どもから高齢者、障がいのあるかたへの指導・相談に対応できるようスポーツ推進委員の人員の確保及び外部の講習、研修会等に派遣します。</p>					

事業名	スポーツ施設・設備の充実					
現状	<p>子どもから高齢者、障がいのあるかた等誰もが安心・安全にスポーツ施設が利用できるよう施設の適正な管理運営に努めています。</p>					
今後の方向	<p>施設利用者が安心・安全にスポーツに親しめるよう施設の安全管理に努めるとともに、設備の定期的な更新に努めます。</p>					

3 生きがいつくりの推進と就労の支援

事業名	シルバー人材センターの充実事業
現状	白岡市シルバー人材センターが行う自らの生きがいの充実や、社会参加促進のための就業機会の増大を図り、高齢者の能力を生かした活力のある地域社会づくりに寄与するための事業支援を行っています。
今後の方向	引き続き、自らの生きがいの充実や、社会参加促進のための就業機会の増大を図り、高齢者の能力を生かした活力のある地域社会づくりに寄与するための事業支援を行っていきます。

事業名	就業支援サービスの提供
現状	本市では、ハローワークの求人情報をオンライン化し、最新の求人情報を求職者に提供するとともに、関係機関と連携し就職相談に対応する等、就業の場の確保・創出に努めています。
今後の方向	埼玉雇用施策実施方針により、埼玉労働局が実施する「高齢者の就労促進を通じた生涯現役社会」の実現に向けた就労支援を推進します。 また、埼玉県が実施する高齢者の経験等を踏まえたキャリアコンサルティングや求人情報の提供、ハローワークコーナーとの連携によるシニア専門の再就職への取組等を支援します。

コラム

家族が認知症になったら… 大切な人を守るために ～成年後見制度の利用を検討してみてもいいですか～

成年後見制度は、認知症・知的障がい・精神障がい等の理由で判断能力が不十分なかたに対し家庭裁判所から選任を受けた者（成年後見人等）が、ご本人様の利益を考えながら保護、支援をしていきます。

例えば…


- 身のまわり（衣・食・住）の生活に関する手配
- 不動産や預貯金等の財産管理
- 介護サービスや施設への入所に関する契約行為

認知症等になっても住み慣れた地域で生活できるよう、成年後見制度を活用してみてもいいですか。

利用についての詳細は、市役所、地域包括支援センター又はお住いの地域の管轄家庭裁判所にご相談ください。




4 社会参加の促進

事業名	老人クラブ活動					
現状	<p>老人クラブ連合会は、高齢者が地域において老後の生活を豊かなものにするため、高齢者が長年培ってきた経験や知識を生かした「地域を豊かにする社会活動」等を行っています。</p> <p>平成28年4月現在、22クラブ、会員数は、1,231名となっています。</p> <p>健康増進を推進する活動として「健康体操」、「グラウンドゴルフ」、「健康ダンス」、「ウォーキング」、「写真」、「絵てがみ」を組織化して自主的に行い、「運動会」、「演芸の集い」等レクリエーションも行っていきます。</p> <p>地域社会活動として、高齢者の閉じこもりを防ぐために各地域の集会所等において催しを行うサロン活動や小・中学校を通して子どもたちとの交流を行っています。また、地域への奉仕活動として市内の清掃や施設の清掃活動等を行っています。</p>					
今後の方向	<p>高齢者にとって、身近な地域交流の場、生きがいづくりの場として、活動の活性化を支援します。</p>					
実績と見込	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
会員数(人)	1,259	1,231	1,177	1,230	1,240	1,250

事業名	世代間交流等の促進					
現状	<p>生涯学習や生涯スポーツにおいて、多世代が参加できる教室やイベントを実施しています。</p> <p>また、白岡市社会福祉協議会では、支部活動において、三世代交流イベントや凧あげ大会、昔の遊びの伝承、地域学習会、そば打ち配食等の事業を通して世代間の交流が行われています。</p> <p>さらに、老人クラブでは、手作り雑巾の配布や手工芸教室の開催、生涯学習講座の開催等を通じて、高齢者と子どもたちや青年層との世代間交流や地域間交流の促進を図っています。</p>					
今後の方向	<p>さまざまな機会を通して、世代間交流が行われるよう、活動を支援します。</p>					

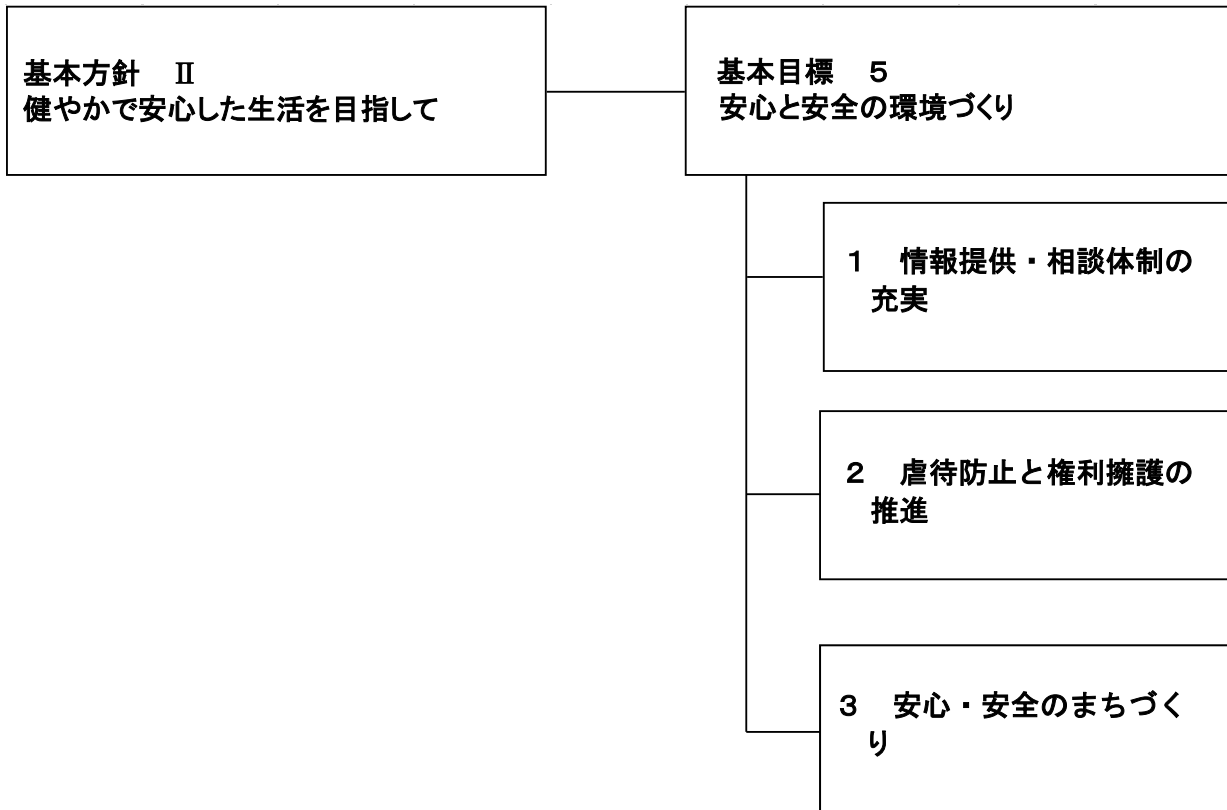
5 健康づくり支援

事業名	健康づくりの意識の向上
現状	<p>介護予防教室（シニア元気アップ教室）を開催し、専門職による運動機能向上プログラムの実施に加え、栄養改善、口腔機能の講習を行う、介護予防事業拠点施設を適正に維持・管理し、教室の運営やフォロー事業をサポートする介護予防ボランティアを養成するとともに、ボランティアを地域に派遣する事業を実施しています。</p> <p>平成28年度には、シニア元気アップ教室に161名が参加、介護予防体操健だま運動指導員養成研修に新規6名、スキルアップ24名、更新に32名が参加、地域活動者向け研修に30名が参加しています。</p> <p>また、介護予防体操健だま運動指導員養成用のカリキュラムを使用して、地域活動者向けの研修を行ったところ、介護予防体操を実施するグループが地域に誕生しました。</p> <p>他にも平成28年度は、筋力向上トレーニングに加え、管理栄養士、歯科衛生士等による栄養改善や口腔機能の講義の充実を図り、平成29年度には、脳トレ（認知症予防）事業の充実を図っています。</p> 
今後の方向	<p>高齢者ができる限り要支援・要介護状態とならないよう、介護予防意識の普及・啓発に努めます。</p> <p>筋力向上トレーニング事業については、市内2か所で継続実施し、介護予防ボランティアの新規養成研修及びスキルアップ研修を実施します。</p> <p>また、地域活動者向けに介護予防体操の研修を年1回以上実施し、介護予防事業拠点施設「いきいきさぽーと」を拠点に、更に市民の介護予防意識の向上を図ります。</p> <p>さらに、地域住民主体の介護予防活動の育成・支援を行うべく事業を実施していきます。</p>

事業名	感染症の予防					
現状	<p>高齢者の感染予防対策として、インフルエンザや肺炎球菌の予防接種を実施しています。</p> <p>直近2年間の接種人数は、インフルエンザ、肺炎球菌とも増加傾向にあり、感染予防対策としての予防接種の周知が図られてきたと考えられます。</p>					
今後の方向	肺炎やインフルエンザ等、感染予防に関する知識の普及・啓発に努めます。					
実績と見込	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
高齢者インフルエンザ予防接種数(人)	5,614	5,835	6,000	6,100	6,200	6,300
高齢者肺炎球菌予防接種数(人)	1,050	1,294	1,300	1,350	1,400	1,450

事業名	特定健診等の実施					
現状	特定健康診査等の実施により、疾病の早期発見早期治療につなげ、疾病の重症化予防に努めています。					
今後の方向	特定健康診査等の受診者が増加するよう周知啓発に努めるとともに、生活習慣の改善を図ります。					
実績と見込	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
特定健康診査受診率(%)	32.3	34.7	35.0	40	44	48

第8章 安心と安全の環境づくり



1 情報提供・相談体制の充実

事業名	広報・啓発事業の充実
現状	<p>介護保険制度の案内用パンフレット及び市の高齢者福祉サービスを記載したガイドを作成し、配布しています。</p> <p>また、市のホームページにも掲載し、より多くの市民に対して情報を発信しています。</p>
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化の進行に伴い、高齢者に必要な保健・福祉サービスの種類は多様化していることから、市の広報紙やホームページを活用し、介護保険制度をはじめとした保健福祉情報を分かりやすく市民に提供するとともに、地域においては、出前講座を開催し、民生委員等の協力を得ながら啓発活動を推進します。 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護や夜間対応型訪問介護等のサービスをケアマネジャーへ周知し、高齢者の在宅生活の継続を支援します。 ・介護離職防止への取組として、市内の中小企業を対象にセミナー等を行い、情報提供を行います。 ・高齢者だけでなく、幅広い世代に死について考えることや準備をしてもらうことを目的として、エンディングノートを作成・配布します。

事業名	相談体制の充実
現状	介護保険制度や高齢者福祉サービス等に関する相談に対応できるよう、総合相談体制の充実を図ってきました。 相談件数は年々増加傾向にあり、その相談内容は多種多様なものとなっています。
今後の方向	地域のネットワークを活用した相談体制の充実及び多種多様な相談に対応できる職員の能力向上を図ります。

2 虐待防止と権利擁護の推進

事業名	権利擁護業務（再掲）					
現状	高齢者に対する虐待の防止及び早期発見のための取組や判断能力が低下した高齢者を支援するための相談、成年後見制度についての情報提供を行う支援事業を行っています。					
今後の方向	引き続き、相談の受付及び対応のできる体制を整備していきます。					
実績と見込	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
相談件数	62	21	12	10	10	10

事業名	高齢者の虐待防止（再掲）					
現状	高齢者の安全な生活を確保するため、各関係機関と連携しながら高齢者虐待の早期発見及び早期対応を行い、養護者についても支援を行っています。					
今後の方向	高齢者・障害者虐待防止ネットワーク運営委員会を年1回程度開催します。 また、高齢者の安全な生活を確保するため、各関係機関と連携しながら高齢者虐待の早期発見及び早期対応、養護者についての支援も行っていきます。					
実績と見込	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
高齢者・障害者虐待防止ネットワーク運営委員会実施回数	1	0	1	1	2	2

3 安心・安全のまちづくり

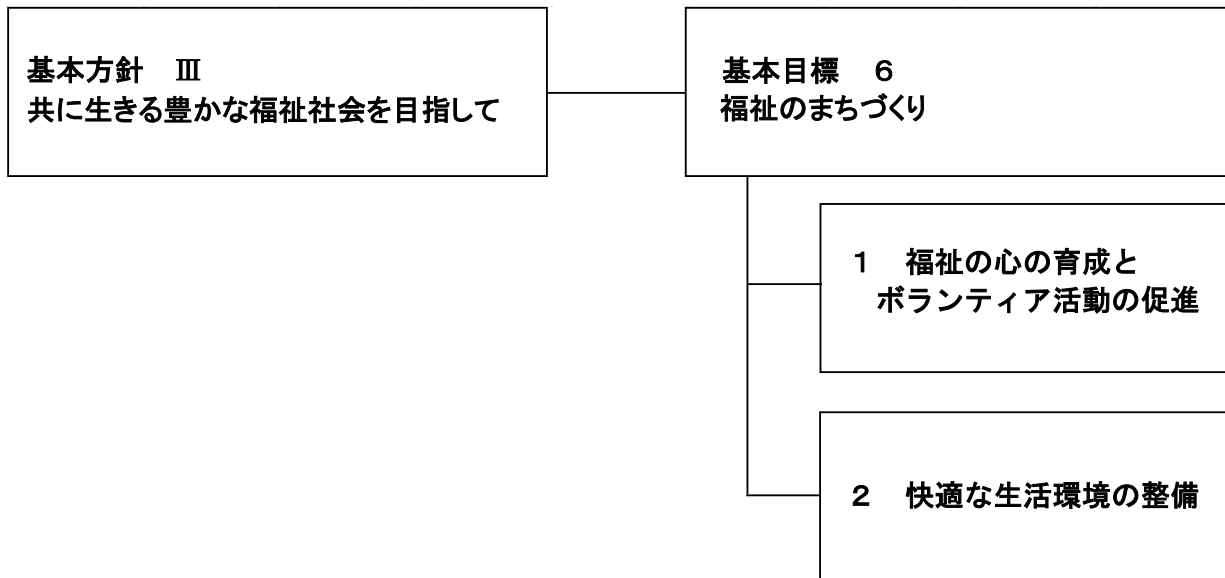
事業名	交通安全対策の推進
現状	<p>高齢者の自転車等による交通事故が増加していますが、事故状況を見ると、認知機能や身体機能の低下による危険予測能力の低下や、交通法規に関する知識の不足が要因と認められることから、基本的な交通ルールの周知と交通安全の大切さについて呼びかける活動を推進していく必要があります。</p> <p>そのため、年4回、交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ、交通事故防止の徹底を図ることを目的とした交通安全に関するキャンペーン等を実施しています。</p>
今後の方向	<p>埼玉県や警察、関係機関と連携を図りながら、高齢者を対象とした交通安全に関する講話等を実施し、認知機能や身体機能の低下が運転に及ぼす影響の理解を深めていただくとともに、交通ルール等の周知を図ります。</p> <p>また、老人クラブ等の活動や民生委員による高齢者世帯への個別訪問の際に、交通事故防止に向けた啓発活動を実施し、高齢者の交通安全意識の高揚を図ります。</p>

事業名	防災対策の推進
現状	<p>大地震や豪雨等災害の際には、日頃からの地域での支え合いや見守りが、高齢者の命と生活を守る重要な備えとなることが再認識されています。</p> <p>本市では、「地域防災計画」に基づき、要配慮者の支援体制等、さまざまな防災対策に取り組んでいます。</p> <p>また、東日本大震災や熊本地震等の教訓を生かし、地域における防災意識の向上を図り、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進する必要があります。</p>
今後の方向	<p>各家庭や地域における日頃の備え等について、防災対策の意識の向上を図ります。</p> <p>また、「地域防災計画」に基づき、要配慮者の支援体制や安否確認、避難誘導等の体制強化を推進します。</p>

事業名	消費者被害防止対策の推進
現状	<p>本市では、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加に伴い、高齢者の消費者被害は増加傾向にあり、深刻な問題となっており、消費生活センターの機能を拡充し、消費者被害の予防・早期解決のため、相談業務や啓発活動を展開し、関係機関との連携に努めています。</p>
今後の方向	<p>高齢者の不安や悩みを相談できる場の確保、消費者被害を防止するための見守り活動等の推進に努めます。</p> <p>また、埼玉県消費生活支援センターや地域包括支援センター、警察署その他関係機関との連携を図り、消費者被害の防止及び早期解決等の支援を推進します。</p>



第9章 福祉のまちづくり



1 福祉の心の育成とボランティア活動の促進

事業名	福祉教育の推進
現状	<p>市内の全小・中学校の教育課程に福祉教育が位置づけられており、社会福祉協議会や老人福祉施設等と情報を交換しながら、高齢者について理解する機会（高齢者とふれあう・高齢者から学ぶ）を授業や学校行事を通して設定しています。</p> <p>また、総合的な学習の時間を中心に高齢者が生活していくうえでの問題点を調べたり、それらを解決していくために必要な支援や環境づくり等を考えたりする機会を設けています。</p> <p>さらに、道徳の時間には、体験から得られる福祉の心を一層伸長させ、福祉に関する問題を解決していこうとする態度の育成を図っています。</p>
今後の方向	<p>学校での学習活動を通して高齢者について考える機会を設け、児童・生徒に福祉の心を育成していきます。</p> <p>高齢化が進む社会に対して、主体的に関わり、そのあり方を考えることができるように学習の充実を図り、日常の行動化へとつなげるよう、取り組んでいきます。</p>


事業名	福祉活動への参加促進
現状	<p>地域の特性を生かしながら住民主体で地域福祉活動を行う「支部社協育成事業」の担い手としての福祉委員、孤立防止のための居場所や仲間づくりを目的とした、「ふれあいいきいきサロン事業」の世話人、ボランティアとして活動していただいています。</p> <p>生活でちょっとした困りごとを地域のかたがお手伝いしてくれる仕組みの「しらおか支えあいサービス」において協力会員として活動していただいています。</p> <p>ボランティア体験、ボランティア養成講座等を通して福祉活動への参加促進を図っています。</p>
今後の方向	各種事業を通して福祉活動への参加機会を提供していきます。

事業名	ボランティア活動の促進
現状	<p>保健福祉総合センター内に設置している「白岡市社会福祉協議会ボランティアセンター」を拠点として、ボランティアの発掘、育成、情報提供をはじめ、ボランティア登録、連絡調整等の事業を行っています。</p> <p>また、ボランティアセンターには、ボランティア登録者・団体によって組織されているボランティア連絡会が設置されており、高齢者や障がい者等の支援ボランティアや学校教育協力ボランティア等、個々の活動がより良いものとなるよう、学習会やコミュニケーションの充実等を活発に行っています。</p>
今後の方向	<p>さらなる地域コミュニティの活性化を図るため、白岡市社会福祉協議会や行政区、自治会、学校と連携して自主性と主体性を持った地域活動等を行い、市民がボランティア活動に参加しやすい環境づくりに取り組みます。</p> <p>また、高齢者自身がボランティア活動に参加し、支え合いと生きがいづくりにつながるよう、参加を促します。</p>

2 快適な生活環境の整備

事業名	市道（都市計画道路を含む）の整備
現状	<p>幹線道路である都市計画道路の整備については、歩行者等の安全を考慮し、歩車道分離により整備されています。</p> <p>しかし、歩道の整備されていない市道も多く、高齢者にとっては、通行等の妨げとなっているところもあり、地域の要望や実情を踏まえて整備を推進しています。</p>
今後の方向	市道の整備にあたっては、「埼玉県福祉のまちづくり条例」等の諸基準に基づき、歩道の勾配や段差等、高齢者等にも配慮した整備を行うとともに、バリアフリー化を考慮した道路整備を推進します。

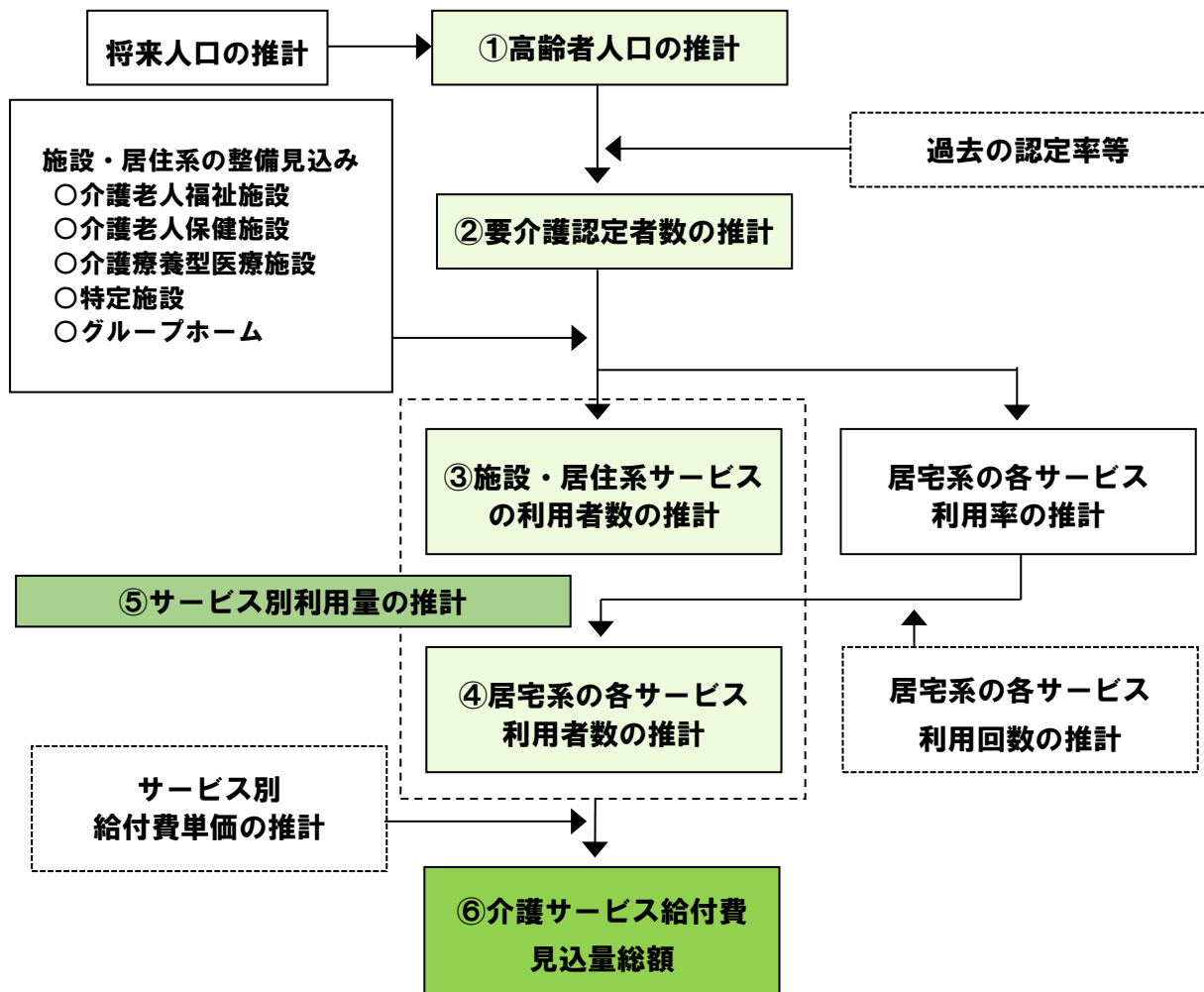
事業名	公園の整備
現状	本市では、高齢者や障がい者等にやさしい、誰もが利用しやすい公園整備を推進しています。また、既存の公園についても出入口、園路の段差解消や、トイレを設置する場合は、多目的トイレとする等バリアフリー化を推進しています。
今後の方向	<p>公園整備にあたっては、誰もが安心して使いやすい公園となるよう、バリアフリー化の整備を行っていきます。</p> <p>また、高齢化に対応し、健康遊具の設置を推進します。</p>

事業名	交通の利便性の確保					
現状	<p>高齢者や駅・バス停から離れた地域にお住まいのいわゆる交通弱者のかたの日常生活における移動手段を確保して、交通利便性の向上を図るデマンド型交通「のりあい交通」を運行しています。年々、利用者は増加しています。</p>					
今後の方向	<p>出前講座等で継続して市民への周知を図り、制度理解を促進しながら利用登録者及び利用者の更なる増加を目指します。</p> <p>また、将来に持続可能なものとするため、定期的に市民アンケートを実施して市民の要望を把握するとともに利用状況を分析し、交通弱者のかたのニーズに合致した運行となるよう、改善に努めます。</p>					
実績と見込	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
1日あたりの平均利用者数(人)	30.5	33.5	35.4	35	36.5	38

第10章 介護保険事業の適切な運営

1 算定手順

～ 介護保険事業におけるサービス給付費見込量の設定 ～



- ① 高齢者人口（＝介護保険被保険者数）を推計します。
- ② ①の結果を基に、要介護認定者数を推計します。
- ③ 施設サービス・居住系サービス（特別養護老人ホーム等の施設に入所しているかたが利用するサービス）の利用が見込まれるかたの人数を推計します。
- ④ 居宅系の各サービス（自宅にいながら利用できるサービス）の利用が見込まれるかたの人数を推計します。
- ⑤ ③及び④の結果を基に、これまでの本市の実績等から、それぞれの利用量を推計します。
- ⑥ ⑤の結果を基に介護サービス給付費見込量総額を算定します。

2 介護サービス給付費の見込み

単位 (千円)

	平成28年度 (実績)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
① 居宅サービス				
訪問介護	98,405	117,292	120,649	122,474
訪問入浴介護	11,577	20,369	21,256	21,821
訪問看護	46,685	49,618	51,190	52,997
訪問リハビリテーション	19,550	25,716	26,804	28,487
居宅療養管理指導	31,853	38,148	39,421	40,711
通所介護	223,046	300,742	313,203	325,809
通所リハビリテーション	194,877	222,436	230,942	241,217
短期入所生活介護	95,421	133,900	135,833	140,936
短期入所療養介護 (老健)	30,438	45,820	49,198	51,165
短期入所療養介護 (病院等)	0	0	0	0
福祉用具貸与	76,009	95,220	98,929	102,967
特定福祉用具購入費	3,306	3,198	3,198	3,198
住宅改修費	8,209	9,289	10,559	11,524
特定施設入居者生活介護	161,272	205,924	233,384	262,696
② 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	7,680	15,367	30,735
夜間対応型訪問介護	766	1,987	3,480	4,972
認知症対応型通所介護	28,230	26,808	27,208	29,091
小規模多機能型居宅介護	32,135	43,070	43,090	45,025
認知症対応型共同生活介護	187,543	201,800	220,575	242,395
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	43,410	57,367	57,392	57,392
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	20,168	40,337
地域密着型通所介護	101,010	72,999	75,451	77,869
③ 施設サービス				
介護老人福祉施設	504,130	708,684	788,351	867,701
介護老人保健施設	375,354	427,658	460,077	492,305
介護医療院		0	0	0
介護療養型医療施設	5,300	4,236	4,238	4,238
④ 居宅介護支援	131,098	155,267	159,401	164,700
合計	2,409,626	2,975,228	3,209,364	3,462,762

※平成28年度実績は、千円以下四捨五入しているため、合計額と差異があります。

介護保険サービスの利用について、これまでの利用実績や要介護認定率の推計等を基に介護保険サービスの見込量を推計しています。なお、施設サービスについては、現在の利用状況や、今後のサービス整備方針等を踏まえ推計しています。

3 介護予防サービス給付費の見込み

単位（千円）

	平成28年度 (実績)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
① 介護予防サービス				
介護予防訪問介護	13,542			
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	492	851	851	851
介護予防訪問リハビリテーション	3,645	4,984	5,780	6,199
介護予防居宅療養管理指導	663	1,252	1,388	1,489
介護予防通所介護	27,344			
介護予防通所リハビリテーション	22,643	26,052	28,224	30,163
介護予防短期入所生活介護	476	434	434	868
介護予防短期入所療養介護（老健）	79	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	4,493	6,160	6,665	7,170
特定介護予防福祉用具購入費	836	442	442	442
介護予防住宅改修	3,639	4,767	4,767	4,767
介護予防特定施設入居者生活介護	4,213	5,634	6,332	7,028
② 地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	96	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
③ 介護予防支援	12,238	10,431	10,978	11,459
合計	94,398	61,007	65,861	70,436

※平成28年度実績は、千円以下四捨五入しているため、合計額と差異があります。

介護予防サービス給付費について、合計額が大幅に減少していますが、これは介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が、平成28年11月から介護予防・日常生活支援総合事業に移行したことによるものです。

4 地域支援事業費の見込み

単位（千円）

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業			
介護予防・生活支援サービス事業	37,568	41,324	45,456
一般介護予防	15,930	15,940	15,950
(2) 包括的支援事業	53,967	54,467	54,967
(3) 任意事業	17,259	17,759	18,259
合計	124,724	129,490	134,632

地域支援事業費については、政令で定める事業費の上限の範囲内で、事業見込量をもとに推計しています。

5 介護サービス給付費総額の見込み

単位（円）

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	合 計
総給付費	3,036,235,000	3,275,225,000	3,533,198,000	9,844,658,000
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	△1,964,147	△3,148,401	△3,381,462	△8,494,010
消費税率等の見直しを勘案した影響額	0	39,302,700	84,796,752	124,099,452
計 ①	3,034,270,853	3,311,379,299	3,614,613,290	9,960,263,442
特定入所者介護サービス費等 ②	97,925,334	105,633,294	113,953,497	317,512,125
高額介護サービス費等 ③	60,570,764	65,338,448	70,484,829	196,394,041
高額医療合算サービス費等 ④	8,699,123	9,383,854	10,122,973	28,205,950
算定対象審査支払手数料 ⑤	2,039,960	2,200,560	2,373,880	6,614,400
標準給付費 ①+②+③+④+⑤	3,203,506,034	3,493,935,455	3,811,548,469	10,508,989,958
地域支援事業費 ⑥	124,724,000	129,490,000	134,632,000	388,846,000
合 計 ①+②+③+④+⑤+⑥	3,328,230,034	3,623,425,455	3,946,180,469	10,897,835,958

平成30年度から平成32年度までの給付費の合計額を見ると、介護サービス給付費で9,647,354千円、介護予防サービス給付費で197,304千円、地域支援事業費で388,846千円を見込み、その他減額サービス費等と併せると、給付費総額は約10,897,836千円になると見込まれます。

第11章 資料編

1 策定経過

年	月日	会議名等	主な内容
平成27年	5月21日	第1回白岡市介護保険等運営協議会	○会長及び副会長の互選について ○介護保険等運営協議会の役割について
	7月8日	第2回白岡市介護保険等運営協議会	○介護保険の運営状況について ○地域包括支援センターの運営状況について ○地域密着型サービス事業所の指定について
平成28年	7月27日	第3回白岡市介護保険等運営協議会	○介護保険の運営状況について ○地域包括支援センターの運営状況について ○介護予防・日常生活支援総合事業について
	11月24日	第4回白岡市介護保険等運営協議会	○高齢者等実態調査について ○地域包括支援センターの運営業務委託について
	12月～1月	高齢者等実態調査の実施	①第1号被保険者調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査） ②要支援・要介護認定者（在宅者）調査 ③施設等サービス利用者調査 ④サービス提供事業者調査 ⑤ケアマネジャー調査
平成29年			
	4月21日	第5回白岡市介護保険等運営協議会	○白岡市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画について、市長から白岡市介護保険等運営協議会へ諮問 ○高齢者等実態調査について ○白岡市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定スケジュールについて
	7月28日	第6回白岡市介護保険等運営協議会	○介護保険の運営状況について ○地域包括支援センターの運営状況について
	10月31日	白岡市高齢者福祉事業推進委員会	○白岡市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画について

年	月日	会議名等	主な内容
平成29年	11月16日	第7回白岡市介護保険等運営協議会	○白岡市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画（素案）について ○第7期介護保険料基準額（案）について ○地域密着型サービス事業者等の指定に係る同意について ○地域包括支援センターの運営業務委託について
	12月14日	第8回白岡市介護保険等運営協議会	○白岡市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画（案）について ○第7期介護保険料基準額（案）について
	12月22日 ～1月22日	パブリックコメント（意見公募）の実施	○「白岡市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画（案）」について
平成30年	2月8日	第9回白岡市介護保険等運営協議会	○白岡市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画（案）及び答申（案）について ○第7期介護保険料基準額（案）について
	2月21日	答申	○白岡市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画について、白岡市介護保険等運営協議会から市長へ答申
	3月	計画の策定	

2 白岡市介護保険条例（抜粋）

平成12年3月15日

条例第5号

（介護保険等運営協議会の設置）

第15条 介護保険制度及び高齢者福祉制度の適正かつ円滑な運営を図るため、白岡市介護保険等運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第16条 協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- （1） 市長から諮問を受けた介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定又は変更に関する事。
- （2） 事業計画の進行管理及び評価に関する事。
- （3） 地域包括支援センターに関する事。
- （4） 地域密着型サービスに関する事。
- （5） その他介護保険事業の運営上必要と認められる事項に関する事。

（組織）

第17条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1） 医療関係者
- （2） 保健関係者
- （3） 福祉関係者
- （4） 公募に応じた者
- （5） その他市長が必要と認めた者

（任期）

第18条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第19条 協議会に会長及び副会長を1人置き、会長及び副会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第20条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 白岡市介護保険等運営協議会委員名簿

現委員

(敬称略)

番号	区分	氏名	役職名等
1	(1) 医療関係者	北村 秀和	新白岡駅前内科院長（白岡市医師会）
2		木下 健輔	木下歯科医院長（白岡市歯科医師会）
3	(2) 保健関係者	伊藤 昌美	仁泉堂薬局薬剤師（白岡市薬剤師会）
4		中村 由美子	白岡訪問看護ステーション所長
5	(3) 福祉関係者	山崎 文博	特別養護老人ホームいなほの里施設長
6		久野 和雅	介護老人保健施設ぽっかぽか相談室長
7		川島 勉	白岡市民生委員・児童委員協議会
8	(4) 公募に応じた者	西田 隆	一般公募
9		関根 芳郎	一般公募
10	(5) その他市長が必要と認める者	◎浅井 嘉一	白岡市行政区長会理事 新白岡3丁目区長
11		長谷川 博	白岡市老人クラブ連合会彦兵衛成長会長
12		齋藤 恵生	介護支援専門員（白岡市介護支援専門員連絡協議会）
13		○浅野 悦子	白岡市ボランティア連絡会長

◎会長 ○副会長

任期：平成27年5月1日から平成30年4月30日まで

前委員

(敬称略)

番号	区分	氏名	役職名等
1	(3) 福祉関係者	猪熊 昌晃 ※1	特別養護老人ホームいなほの里事務長
2		金子 幸子 ※2	白岡市民生委員・児童委員協議会

※1 任期：平成27年5月1日から平成27年8月31日まで

※2 任期：平成27年5月1日から平成28年11月30日まで

4 白岡市介護保険等運営協議会答申

平成30年2月21日

白岡市長 小島 卓 様

白岡市介護保険等運営協議会
会長 浅井 嘉一

白岡市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画について（答申）

平成29年7月28日付け高第422号で諮問のありました、白岡市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画については、慎重に検討を重ねた結果を別添の「白岡市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」（案）として答申します。

なお、白岡市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の推進に当たっては、下記の事項に留意され、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう委員一同、心から願っております。

記

- 1 近年、QOL（クオリティ・オブ・ライフ）を優先した自宅療養の選択や、自宅での看取りを希望する場合等、慢性期の医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が増加している。

このような高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の医療・介護の関係者が連携し、包括的かつ継続的な医療と介護を、一体的に提供できる体制の構築を推進されたい。

また、退院直後等容態が落ち着いていない高齢者でも安心してサービスが利用できるよう、看護小規模多機能型居宅介護等の在宅生活の限界点を高める介護サービスの整備を図られたい。

- 2 高齢者が地域社会において自立した生活を営むためには、生きがいを持って日常生活を過ごすことが重要であると思われる。

具体的には、地域の老人クラブ等のサークル活動やボランティア活動等を通じて、地域社会と交流できる場を提供し、地域全体の社会参加の意識を高め、高齢者が他の高齢者のための見守りや声かけ等の生活支援サービスの担い手となることで、高齢者の社会参加の推進と高齢者の日常生活上の支援体制の充実・強化を一体的に図り、要介護状態等になることをできる限り予防する、協働の地域づくりを推進されたい。

3 医学的治療による回復が困難な状態の高齢者が、延命治療を行うか否か、あるいは、残りの人生をどう過ごしていくのか等、いざその時になって、選択に困る家族が増えている。

これは、人間の生き方そのものの考えにつながる非常に難しい問題であるが、本人やその家族が望ましい選択をするため、予め自分の最期について、どのような選択をするのか話し合い、「死」について考える機会を持つことが重要であり、エンディングノート等を活用した啓発を図られたい。

4 一人暮らしや高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加により、生活を支えるためのサービスのニーズはより一層多様化していくものと考えられ、地域の特色や高齢者一人一人の生活状況に応じて生活支援サービスを推進していくことが重要であり、病院の付き添いや、買い物支援等について、民間活力の活用も含めて検討されたい。

5 白岡市高齢者福祉事業推進委員会設置規程

平成14年5月30日

訓令第7号

改正 平成15年6月27日訓令第10号
平成17年3月18日訓令第4号
平成18年3月30日訓令第5号
平成20年3月31日訓令第9号
平成22年3月19日訓令第1号
平成24年3月30日訓令第13号
平成25年3月29日訓令第5号
平成26年3月31日訓令第4号
平成26年5月7日訓令第6号
平成28年3月31日訓令第1号
平成29年9月15日訓令第10号

(設置)

第1条 白岡市における高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（以下「計画」という。）の策定等のため、白岡市高齢者福祉事業推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者福祉計画 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する老人福祉計画をいう。
- (2) 介護保険事業計画 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する介護保険事業計画をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 計画の進行管理及び評価に関すること。
- (3) 計画に関する調査及び研究に関すること。
- (4) その他計画の策定又は変更に関し必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、健康福祉部長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、健康福祉部高齢介護課長（以下「高齢介護課長」という。）の職にある者をもって充てる。

4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（委員長及び副委員長の職務）

第5条 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

（専門部会）

第7条 委員会の所掌事務を、専門的に調査研究するため、委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に部会長及び副部会長を置き、部会長には高齢介護課長の職にある者を、副部会長には健康福祉部健康増進課長の職にある者をもって充てる。

3 専門部会は、別表に掲げる職にある者が指定する原則として主査担当職にある者をもってこれを組織する。

4 部会長は、会務を総理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 専門部会は、部会長が招集し、部会長は、その議長となる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢介護課において処理する。

（その他）

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成14年5月30日から施行する。

附 則（平成15年6月27日訓令第10号）

この訓令は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（平成17年3月18日訓令第4号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日訓令第5号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日訓令第9号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月19日訓令第1号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日訓令第13号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日訓令第5号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓令第4号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月7日訓令第6号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日訓令第1号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月15日訓令第10号）

この訓令は、平成29年10月2日から施行する。

別表（第4条関係）

総合政策部企画政策課長 同部安心安全課長 市民生活部地域振興課長 同部商工観光課長 健康福祉部福祉課長 同部保険年金課長 同部健康増進課長 都市整備部街づくり課長 同部道路課長 教育部教育指導課長 同部生涯学習課長

6 白岡市高齢者福祉事業推進委員会委員名簿

職 名	氏 名	備 考
健康福祉部長	八木橋 昌美	委員長
高齢介護課長	黒須 靖之	副委員長
企画政策課長	篠塚 淳	
安心安全課長	内田 学	
地域振興課長	嶋崎 徹	
商工観光課長	大谷 昌司	
福祉課長	小山 智幸	
保険年金課長	神田 正	
健康増進課長	赤羽 典子	
街づくり課長	白田 進	
道路課長	山岸 則男	
教育指導課長	辻 文明	
生涯学習課長	齋藤 久	

7 用語集

(1) サービス種別

用語	説明
介護サービス給付	
訪問介護	介護福祉士や訪問介護員によって提供される食事・入浴・排せつ等の介護、その他の日常生活を送る上で必要となる介助を行うサービス。
訪問入浴介護	在宅にて介護を受けているかたが、自宅浴室等での入浴が困難な場合に、巡回入浴車で各家庭を訪問し、居間等での入浴及び介助を行うサービス。
訪問看護	在宅で介護を受ける高齢者等に主治医の指示に基づき看護師等を派遣し、病状の確認や医療処置を行うサービス。
訪問リハビリテーション	理学療法士、作業療法士等の専門職が居宅を訪問して行う、心身の機能の維持回復、日常生活の自立を助けることを目的とするリハビリテーション。
居宅療養管理指導	医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が在宅で介護を受ける人の家庭を訪問し、薬の服用についてのアドバイスや栄養面での指導、歯の衛生管理のために歯みがき指導や入れ歯の洗浄等、日常の健康管理チェックを行うこと。
通所介護	在宅で介護を受けているかたが、日帰りで施設サービスを利用すること。行き帰りの送迎や食事・入浴・レクリエーション及び機能訓練を受けることもできる。
通所リハビリテーション	在宅で介護を受けているかたが、日帰りで医療機関や介護老人保健施設において、リハビリテーションを受けること。心身の機能に低下がみられるかたが対象となる。
短期入所生活介護	在宅で介護を受けているかたが短期間施設に入所すること。日常的に在宅介護をしている家族の都合や、リフレッシュ、また本人の施設でのリハビリテーション目的でも利用できる。
短期入所療養介護	介護老人保健施設、介護療養型医療施設で短期入所し、介護予防を目的として、看護、医学的管理のもとに介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の支援を行うサービス。
福祉用具貸与	要介護認定を受けているかたが、車いす、特殊寝台、手すり、スロープ等の福祉用具指定を受けた用具が借りられるサービス。
特定福祉用具	福祉用具のうち、入浴や排せつの際に用いられる等、貸与にはなじまないもの。該当用具：腰掛便座、自動排せつ処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分。
住宅改修	要介護認定を受けているかたが、手すり取り付け、段差解消、滑り止め、和式便器から洋式便器への取り換え等住宅改修を行った場合に改修費が支給されるサービス。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、軽費老人ホーム等に入居している要介護認定を受けた利用者に対して、食事・入浴・排せつ等の介護、洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、日常生活を送るうえで必要なる支援を行うサービス。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通して、訪問介護と訪問看護が一体的又は密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う。
夜間対応型訪問介護	夜間の定期的な巡回訪問介護サービスと、通報に応じて随時来てもらうサービスを組み合わせて利用する訪問介護サービスのこと。
認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象に、指定された施設において、食事・入浴・排せつ等の提供その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービス。
小規模多機能型居宅介護	利用者の在宅で、又は利用者がサービス拠点に通ったり、短期間宿泊したりして、提供される食事・入浴・排せつ等の介護、その他の日常生活を送るうえで必要となる支援等や機能訓練をいう。

用語	説明
認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者に対し、共同生活を営む住居において、食事・入浴・排せつ等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービス。
地域密着型特定施設入居者生活介護	「地域密着型特定施設」に入居している利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、日常生活上の世話。なお、「地域密着型特定施設」とは、有料老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホームであって、入居者が要介護者とその配偶者等に限られ、入居定員が29人以下であるものをいう。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設に入所している利用者を対象として、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活を送るうえで必要となるサービス等や機能訓練、療養上のサービス。なお、「地域密着型介護老人福祉施設」とは、入所定員が29人以下の特別養護老人ホームであって、「地域密着型施設サービス計画」に基づいてサービスを提供する施設をいう。
看護小規模多機能型居宅介護	「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」を組み合わせたサービス。家庭的な環境のもとに行う、通い・訪問（介護・看護）・宿泊のサービスを提供する。
地域密着型通所介護	デイサービスセンター等で提供される、食事・入浴・排せつ等の介護及び機能訓練（ただし、利用定員が18名以下のものに限り、認知症対応型通所介護にあたるものを除く）。
介護老人福祉施設	寝たきりや認知症等で、常に介護が必要で自宅での生活が難しい要介護認定者のための施設。入所により、食事・入浴・排せつ等の介護、機能訓練、健康管理、療養上の支援等が受けられる。介護保険法では、介護老人福祉施設、老人福祉法では、特別養護老人ホームと呼ばれている。
介護老人保健施設	入所者に対してリハビリテーション等の医療サービスを提供し、家庭への復帰を目指す施設。利用者の状態に合わせたケアプラン（施設サービス計画）に基づき、医学的管理のもとで、看護、リハビリテーション、食事・入浴・排せつ等の介護を併せて受けることができる。
介護医療院	今後、増加が見込まれる慢性的な医療的・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重度介護者の受け入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、平成30年度から新たに創設される介護保険施設。
介護療養型医療施設	慢性疾患を有し、長期の療養が必要な要介護認定者のために、介護職員が手厚く配置された医療機関（施設）。病状は安定していても自宅での療養生活は難しいというかたが入所して、必要な医療サービス、日常生活における介護、リハビリテーション等を受けすることができる。
居宅介護支援	居宅サービス等を適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等を定めたケアプラン（居宅サービス計画）を作成するとともに、サービス事業者等と連絡調整その他の便宜を行うもの。介護保険施設へ入所する場合は施設への紹介等を行う。
介護予防サービス給付	
介護予防訪問介護	要支援者を対象とした「訪問介護」と同様のサービス。
介護予防訪問入浴介護	要支援者を対象とした「訪問入浴介護」と同様のサービス。
介護予防訪問看護	要支援者を対象とした「訪問看護」と同様のサービス。
介護予防訪問リハビリテーション	要支援者を対象とした「訪問リハビリテーション」と同様のサービス。

用語	説明
介護予防居宅療養管理指導	要支援者を対象とした「居宅療養管理指導」と同様のサービス。
介護予防通所介護	要支援者を対象とした「通所介護」と同様のサービス。
介護予防通所リハビリテーション	要支援者を対象とした「通所リハビリテーション」と同様のサービス。
介護予防短期入所生活介護	要支援者を対象とした「短期入所生活介護」と同様のサービス。
介護予防短期入所療養介護	要支援者を対象とした「短期入所療養介護」と同様のサービス。
介護予防福祉用具貸与	要支援者を対象とした「福祉用具貸与」と同様のサービス。
特定介護予防福祉用具	要支援者を対象とした「特定福祉用具」と同様のサービス。
介護予防住宅改修	要支援者を対象とした「住宅改修」と同様のサービス。
介護予防特定施設入居者生活介護	要支援者を対象とした「特定施設入居者生活介護」と同様のサービス。
介護予防認知症対応型通所介護	要支援者を対象とした「認知症対応型通所介護」と同様のサービス。
介護予防小規模多機能型居宅介護	要支援者を対象とした「小規模多機能型居宅介護」と同様のサービス。
介護予防認知症対応型共同生活介護	要支援者を対象とした「認知症対応型共同生活介護」と同様のサービス。
介護予防支援	要支援1・2の認定者が、介護予防サービス等を適切に利用できるよう、ケアプラン（介護予防サービス計画）の作成、サービス事業所等との連絡調整等を行うもの。
地域支援事業	
介護予防・生活支援サービス事業	市町村が主体となって実施する地域支援事業の一つ。要支援者等に対し、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等。
一般介護予防	要支援者等も参加できる住民運営の通いの場の充実等、全ての高齢者が介護予防に取り組みやすい環境づくりを推進するための事業。介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業等。
包括的支援事業	地域支援事業のうち、地域包括支援センターの運営、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進等。
任意事業	地域支援事業のうち、介護給付費適正化事業、家族介護支援事業等のこと。

(2) その他

用語	説明
あ 行	
ICT	Information and Communication Technology の略。パソコンやインターネット等を用いた情報通信技術。IT とほぼ同様の意味だが、ネットワークを利用したコミュニケーションの重大性が増大しているため、Communication という言葉を入れた ICT が用いられている。
NPO	Non-Profit Organization の略。民間の非営利組織で、ボランティア団体等の市民活動団体や公益を目的とした公益法人、社会福祉法人、医療法人、福祉公社等の営利を目的としない団体。
エンディングノート	人生の最後を見据えながら、「終活」の一環として、自分の生と終えんを書き綴るための記録ノート。
か 行	
介護給付	要介護状態と認定された被保険者に提供される介護サービス、介護に関わる費用の支給のこと。5 段階の給付区分があり、訪問介護・訪問入浴・訪問リハビリテーション・訪問看護等の居宅サービスや、介護保険施設を利用した施設サービス、市町村が行う地域密着型サービス等がある。
介護保険サービス	介護保険制度では、居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援をいう。
介護支援専門員	「ケアマネジャー」参照。
介護保険施設	介護保険法に基づいて都道府県知事の指定を受けた、介護保険サービスが利用可能な施設。介護保険施設には、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院がある。
介護予防	高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止を目的として行うもの。
QOL	クオリティ・オブ・ライフ (Quality Of Life) の略。病気の治療やリハビリだけではなく、生きがいを持って日常生活を送るために、「生活の質」を向上させることを目的としている。
居宅介護支援事業所	ケアマネジャー（介護支援専門員）が常駐し、要介護者や家族の依頼を受けて、要介護者の心身の状況、環境、希望等を考慮してケアプラン（居宅サービス計画）の作成やその他の介護に関する相談を行う事業所。
ケアプラン	要介護認定者等が介護サービスを適切に利用できるよう、心身の状況、生活環境等を勘案し、サービスの種類・内容・担当者等を定めた計画。主に居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画の3種類に分けられる。
ケアマネジメント	要支援・要介護認定者等に対し、個々のニーズや状態に則して保健・医療・福祉にわたる介護サービスが総合的、一体的、効率的に提供されるサービス体系を確立するための機能をいう。介護保険制度で位置づけられている機能。
ケアマネジャー（介護支援専門員）	ケアマネジメントの機能を担うために厚生労働省令で定められた専門職のことで、要支援・要介護認定者本人やその家族の希望を聞きながら、どのようなサービスが必要かを検討し給付限度額を目安に、ケアプランを作成する。また、サービスの利用について介護サービス事業者との調整を行うとともに、ケアプランの継続的な管理や評価を行う。
権利擁護	認知症高齢者や知的障がい者等で判断能力が十分でないかたに対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の援助等を行うこと。
高次脳機能障害	事故や病気等で脳に損傷を受けた後に、記憶力や注意力の低下等の症状が現れ、日常生活や社会生活に支障がでる障がい。症状が外見から分かりにくく、また本人に自覚がないことも多いため「見えない障がい」と言われることもある。

用語	説明
交通弱者	自家用車を持たない（持たない）、高齢者や障がい者、子ども等の移動制約を受けるかた。
高齢者虐待	高齢者の心身に傷を負わせる人権侵害の行為を意味する。殴る蹴る等の身体的虐待、ののしる、無視する等の心理的虐待、食事を与えない等の介護や世話の放棄・放任、財産を勝手に使う等の経済的虐待、性的虐待がある。
国保連	国民健康保険団体連合会の略称。国民健康保険法に基づき、都道府県知事の認可を受け、全国47都道府県にそれぞれ設置されている。介護保険制度においては、市町村から委託を受けて行う居宅介護サービス費等の請求に関する審査及び支払や、介護保険利用者からの相談及び苦情処理等を行っている。
コーホート	同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のこと。
さ 行	
GPS	Global Positioning Systemの略。全地球測位システム。人工衛星の発する電波によって、地球上の現在位置を正確に測定するシステム。
社会福祉協議会	社会福祉の増進を図るために組織された民間団体で、社会福祉の基本的な事項を定めている社会福祉法に規定されている。地域福祉事業推進の中心的役割を担っている。
社会福祉士	社会福祉士国家試験に合格し、厚生労働省から認可を受けた専門職。日常生活を営むのに支障があるかたの福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を担う。
シルバー人材センター	高齢者に対して、生きがいづくりや技能の活用等を目的に、地域社会での臨時的・短期的な仕事を提供するために設立された団体。
成年後見制度	認知症等のために判断能力が不十分であると家庭裁判所が認めた場合に、成年後見人等が財産管理等を行い、本人を保護・支援する制度。
た 行	
第1号被保険者	介護保険制度における被保険者のうち、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の住民。40歳以上65歳未満だと第2号被保険者となる。
団塊の世代	戦後の第一次ベビーブーム期（昭和22年から昭和24年頃）に生まれ、日本の高度成長期とともに育った世代とされる。2025（平成37）年には、すべての団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、他の世代と比較してその人口規模が大きいことから、年金や保険、医療費等様々な分野に影響が出るものと考えられている。
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることによって、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域ケア会議	高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に推進するための会議。
地域保健医療計画	医療法の規定に基づき、都道府県が策定する計画。基本方針に即し、かつ、地域の実情に応じて当該都道府県における医療提供体制の確保を図るためのもの。
地域密着型サービス	要介護認定者等の住み慣れた地域での生活を支えるという観点から、原則として事業所が存在する市町村の住民に提供されるサービス。
デイサービスセンター	65歳以上で身体上、又は精神上的の障がいがあるため、日常生活を営むのに支障があるかた等が日中通い、食事・入浴、機能訓練、介護方法の指導等を提供することを目的とする施設。また、健康チェックや日常生活動作（ADL）訓練、生活指導、レクリエーション、アクティビティ等の支援を行う。
デマンド型交通	電話予約等利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態。ニーズが分散している場合等に適する。
特定健康診査	40歳以上75歳未満のかたに対してメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の早期発見を目的として医療保険者が行う健康診査。

用語	説明
な 行	
認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受けたかたが「認知症サポーター」となる。認知症を正しく理解し、認知症のかたや家族を温かく見守る応援者となり自分のできる範囲で活動を行う。認知症サポーターには認知症を支援する目印として「オレンジリング」を付けてもらう。
認知症地域支援推進員	地域における医療及び介護の連携強化並びに、認知症のかたやその家族に対する支援体制の強化を図る役割を担う専門職員。厚生労働省が実施する「認知症地域支援推進員研修」を受講し、地域包括支援センター等に配置される。
認定率	高齢者に占める要介護等認定者の割合。
は 行	
バリアフリー	高齢者・障がいのあるかた等が社会生活をしていくうえで、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁等すべての障壁（バリア）を除去する必要があるという考え方。
福祉車両	障がい者等が昇降を容易にできるよう改造を施した車両。車いすごと乗れるリフト付きタイプや、介護タクシーにみられるスロープタイプ等がある。
ホームヘルパー	介護保険制度において、訪問介護や夜間対応型訪問介護等のサービスを提供する者。訪問介護員とも呼ばれる。介護福祉士の資格をもつ者や、都道府県知事又は都道府県知事の指定する者の行う研修（介護職員初任者研修等）を受け、研修を修了した証明書の交付を受けた者が従事する。
ま 行	
民生委員	民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、地域の人々の福祉に関する問題（生活上の問題、高齢者・障害者福祉等福祉全般）についての相談を受けるかた。
や 行	
要介護認定	要支援1・2、要介護1～5の7段階にどの程度の介護を必要としているかをランク分けしたもの。訪問調査の結果をコンピュータで判断する一次判定と、主治医の意見書を加えて医療や福祉の専門家が判断する二次判定の結果によって決定される。
養護者	高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者。
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等、災害時において特に配慮を要するかた。

白岡市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画

平成30年3月

発行 白岡市
編集 白岡市高齢介護課
〒349-0292
埼玉県白岡市千駄野432番地
電話 0480-92-1111 (代)
[http:// www.city.shiraoka.lg.jp/](http://www.city.shiraoka.lg.jp/)

